

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和4年3月

社会・援護局（援護）

説明資料目次

	頁
第 1 令和 4 年度社会・援護局援護関係予算案について	4
第 2 令和 4 年度社会・援護局援護関係主要行事予定について	6
第 3 全国戦没者追悼式について	7
第 4 昭和館・しょうけい館の活用促進について	9
第 5 中国残留邦人等に対する支援について	11
第 6 遺骨収集等慰霊事業について	20
第 7 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	23
第 8 遺留品の伝達について	25
第 9 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	26
第 10 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権防止対策について	32
第 11 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	34
第 12 旧陸海軍関係恩給進達事務について	35
第 13 援護システムの運用等について	36
第 14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について	37
第 15 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	38

参 考 資 料 目 次

	頁
第 1 令和 4 年度予算案事項別内訳	40
第 2 昭和館について	43
第 3 しょうけい館について	44
第 4 中国残留邦人等の数	45
第 5 中国残留邦人等に対する支援策	46
第 6 支援給付及び配偶者支援金について	51
第 7 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要	56
第 8 厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の 1 年の流れ	57
第 9 中国帰国者支援・交流センター一覧	58
第 10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移	59
第 11 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号)について	60
第 12 地域別戦没者遺骨収容概見図	63
第 13 令和 3 年度戦没者慰霊事業実施状況	64
第 14 令和 4 年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図	66
第 15 都道府県別 DNA 鑑定結果	67
第 16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去 5 カ年)	68
第 17 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定にかかる対象地域拡大と申請手続について(報道発表資料)	69
第 18 DNA 対象地域拡大お知らせ用リーフレット	70
第 19 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況について	71
第 20 令和 4 年度援護年金額	72
第 21 都道府県別援護年金受給者数	73
第 22 第十一回特別弔慰金請求受付・処理状況	74
第 23 第十一回特別弔慰金の審査請求の流れ	75
第 24 戦傷病者特別援護法対象者数等	77
第 25 旧陸海軍関係恩給進達件数	78
第 26 援護関係資料の国立公文書館への移管について	80
第 27 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表	81
第 28 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査	82

說 明 資 料

第1 令和4年度社会・援護局援護関係予算案について

	【3年度予算】	【4年度予算案】
援護関係予算総額	20,396百万円	→ 19,378百万円
1 援護年金	5,070百万円	→ 4,320百万円
	(受給人員 3,009人 → 2,509人)	
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給	1,083百万円	→ 823百万円
支給事務経費の減 〈支給対象件数〉	・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 約85万人	
3 遺骨収集事業等の推進	2,764百万円	→ 3,279百万円
(1) 遺骨収集事業	2,151百万円	→ 2,573百万円
ア 硫黄島における遺骨収集事業	1,394百万円	→ 1,499百万円
イ 海外等における遺骨収集事業	598百万円(※)	→ 915百万円
ウ 法人運営経費	159百万円	→ 159百万円
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円	→ 17百万円
(3) 遺骨の鑑定	560百万円	→ 653百万円
ア 分析施設(ラボ)設立・鑑定実施	140百万円	→ 167百万円
イ 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定	40百万円	→ 129百万円
ウ 鑑定技術の研究・実用化検討、大学等機関の鑑定実施等	380百万円	→ 358百万円
(4) 遺骨・遺留品の伝達	35百万円	→ 35百万円
(※) 令和3年度は、令和2年度に実施を見合わせた事業に係る予算を加え、必要額を確保。		

4 戦没者慰霊事業等	627百万円	→	627百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	195百万円	→	197百万円
(2) 慰霊巡拝等	431百万円	→	430百万円
ア 慰霊巡拝	99百万円	→	99百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	53百万円	→	53百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	20百万円	→	19百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	10百万円	→	10百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	10百万円	→	9百万円
エ 慰霊友好親善事業	259百万円	→	259百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	678百万円	→	656百万円
(1) 昭和館	459百万円	→	461百万円
(2) しょうけい館	219百万円	→	196百万円
(うち、都市再開発に伴う移転経費)	42百万円	→	23百万円)
6 中国残留邦人等の援護等	9,848百万円	→	9,321百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	9,690百万円	→	9,174百万円
ア 支援給付の実施等	9,651百万円	→	9,132百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	39百万円	→	41百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	118百万円	→	107百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	40百万円	→	40百万円

(参考) 令和3年度補正予算

※下記の経費について、前倒しして令和3年度補正予算に計上。

	計 621百万円
・ 昭和館収蔵品のデジタルアーカイブ整備等事業	36百万円
・ しょうけい館の機能強化事業	481百万円
・ 戦没者遺骨の仮安置室設置事業	27百万円
・ 画像情報検索システム機能強化事業	76百万円 (デジタル庁計上分)

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※ 令和4年度予算案は、デジタル庁計上分を含む。

第2 令和4年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

令和4年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月30日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（月）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式は、開催時期未定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集等事業を、南方地域等で14地域、ロシア連邦等で3地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で9地域、ロシア連邦等で3地域を8月下旬～2月中旬に実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会を7月中旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会を11月下旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

「全国戦没者追悼式」は、閣議決定に基づき、毎年8月15日に、政府主催により、先の大戦による戦没者約310万人を追悼し、平和を祈念するため、天皇皇后両陛下ご臨席の下、日本武道館にて実施しており、令和4年も同日に開催予定である。

1. 国費参列遺族の選考について

- (1) 本式典への国費参列遺族については、令和4年度予算案でも各都道府県60名分を計上しているところであるが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、今後、式典規模・招待者範囲を決定することとなるため、各都道府県の参列人数の上限及び国費参列遺族数については、別途、連絡する。

なお、この選考に関するガイドラインは以下のとおりであるが、「ア」の「少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。」については、上記の事情により、選考が困難な場合もあるため、下記2に該当する都道府県を除き、この限りではないこととする。

また、健康上、参列に支障のない方の選考をお願いする。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く)。なお、全参列者が国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

- (2) 本式典に参列する遺族代表は、先の大戦で亡くなられた方々(軍人、軍属及び準軍属のほか、外地で非命に倒れた者、内地における戦災死没者等を含む)の遺族のうち、これまで本式典に参列したことがない者を優先して選考していただきたい。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるよう、参列遺族の募集の際には、特定の団体に所属していなければ参列ができないといったことがないよう、可能な範囲で、ホームページや広報誌、新聞などを利用して広く周知を図っていただきたい。

2. 本式典における18歳未満の献花者の選考をお願いする都道府県について

本式典では、各都道府県の代表による遺族の献花とともに、18歳未満の遺族の代表にも献花をしていただいている。その献花者は、47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考を依頼している。

本年は、北海道、東京都、山梨県、大阪府、島根県、佐賀県の都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月中旬に発出予定の選考依頼通知にて連絡する。

なお、選考が難しい場合は、ご相談いただきたい。

3. 18歳未満の遺族の献花補助者について

例年、18歳未満の遺族の方14名に、遺族の献花者に花を手渡す補助者として式典に参加していただくこととしており、47都道府県を6ブロックに分け、人口の多い都道府県順に持ち回りで、毎年度各ブロック内の2都道府県（関東及び近畿については3都道府県）に選考をお願いしているところ、本年の式典についても、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、献花補助自体を行わない予定である。

【今後の主な予定】

3月中旬・・・18歳未満の遺族の献花者の選考依頼通知発出

3月下旬・・・国費参列旅費の試算額に関する通知発出

6月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18歳未満の遺族の献花者（該当都道府県のみ）

の登録

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について

1. 昭和館

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
本年春の企画展は、戦中・戦後の子どもに焦点をあて、「SF・冒険・レトロフューチャー×リメイク ～挿絵画家 花島勝一と小松崎茂の世界～」を開催。
 - ・ 地方巡回特別企画展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。令和4年度は次の地域で開催予定。
○令和4年11月18日（金）～11月26日（土） 神奈川県横浜市で開催予定
○令和4年11月30日（水）～12月10日（土） 沖縄県那覇市で開催予定
なお、神奈川県横浜市ではしょうけい館及び平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携し、3館連携企画展として実施する予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料・証言映像の閲覧事業、ニュースシアターで当時のニュース映像を上映
 - ・ 関連情報提供事業
YouTubeで当時の映像や戦争体験者の方の証言映像を掲載。
常設展示の内容をコンパクトにまとめた展示キットの貸出を実施。
- 常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）
高校・大学生 150円、大人 300円（その他割引制度あり）
※小・中学生、未就学児、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方は無料

2. しょうけい館

- しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
本年春の企画展は、10名の戦傷病者が体験された戦中・戦後の労苦のエピソードについて実物資料を交えて紹介する「残された言葉や声をたずねて」を開催。
 - ・ 地方展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。令和4年度は次の地域で開催予定。

令和4年11月18日(金)～11月26日(土) 神奈川県横浜市で開催予定

なお、神奈川県横浜市では昭和館及び平和祈念展示資料館(総務省委託)と連携し、3館連携企画展として実施する予定。

- ・ 図書・映像・証言映像の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示の内容をコンパクトにまとめた展示キットの貸出を実施。
- 入館料：無料

3. 戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」事業

- 戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成28年度から令和3年度の間、昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施し、令和元年度からは研修修了者を語り部として委嘱する「戦後世代の語り部活動」を実施している。

(1) 戦後世代の語り部育成事業の概要

- 昭和館、しょうけい館において概ね3年で語り部を育成中。
 - ・ 1年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
 - ・ 2年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
 - ・ 3年目：模擬講演の実施、講話原稿の作成など
- 現在は第3期生を育成中であり、11名(昭和館7名、しょうけい館4名)が令和3年度に修了予定。

(2) 戦後世代の語り部活動事業の概要

- 育成を修了した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や小中高等学校等の要請に応じた派遣講話などの活動を行っている。
- 現在は第1～2期生の28名(昭和館10名、しょうけい館18名)が活動中。

4. 依頼事項

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、**昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。**また、**昭和館、しょうけい館及び首都圏中国帰国者支援・交流センターの「戦後世代の語り部」(P.13参照)による、来館者向けの講話、小中高等学校等からの要請に応じた派遣講話等についても、積極的な活用をお願いしたい**(派遣講話における語り部派遣に係る旅費等の費用は各施設が負担する。派遣にあたっては、各施設まで連絡をお願いする。)
- **昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展**について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

1. 地域社会での支援の実施等

(1) 中国残留邦人等の高齢化への対応等

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

○ 平成29年度より、全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている（48頁の参考2参照）。

○ 語りかけボランティアの訪問については、令和元年度より当該センター遠隔地域にサブ（介護支援）コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、「中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の実施に係る協力依頼について」（平成30年4月25日付け社援支発0425第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長あて通知）に基づき、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。

また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

<事業実施にあたっての留意事項>

○ 「中国残留邦人等語りかけボランティア」は介護事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、現行の自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

(ア) 自立支援通訳による支援の充実

○ 中国残留邦人等の高齢化により、医療や介護サービスを利用する者が増加して

いることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がこれらを利用する際に支障が生じないように自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

(イ) 中国残留邦人等の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

- 高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な中国残留邦人等もいることから、平成 28 年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」も設置できることとしている。

現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

- 中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成 20 年 3 月 31 日及び平成 25 年 6 月 27 日付け国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、住替えの積極的な活用を行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい（50 頁の参考 4 参照）。

エ その他

- 中国残留邦人等への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年 1 回更新し、厚生労働省HPにおいて公開している。引き続きご協力をお願いするとともに、中国残留邦人等や関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

(2) 支援・相談員の配置

- 支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村（特別区を含む）に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和 4 年度においても引き続き、

中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

(3) 次世代継承事業

ア 普及啓発事業

- 地域の方々から中国残留邦人等への理解や支援に協力を得られるよう、中国残留邦人等地域生活支援事業（地域住民に対する広報活動事業）を積極的に活用し、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を深める催し等を開催していただきたい。また、各中国帰国者支援・交流センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象に実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

イ 証言映像公開事業

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3か年計画で実施し、収録した60名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開（YouTube内のMHLWchannelで公開中。“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。）するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っており、地域住民に対する広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。

ウ「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施している。

令和元年度より研修を修了した、「戦後世代の語り部」が講話活動を開始しており、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流事業や平和学習の機会等に広く活用いただきたい（「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は首都圏中国帰国者支援・交流センターが負担する。派遣にあたっては、首都圏中国帰国者支援・交流センターまで連絡をお願いする。）。

(4) 中国残留邦人等の二世の就労支援

ア 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について（依頼）」（平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長あて通知）を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。

イ 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、「二世の就労に資する日本語教室」を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。

ウ 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

（参考）

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

(5) 一時金の申請指導等について

○ 特定中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているので、ご協力をお願いしたい。

2. 支援給付及び配偶者支援金の支給

(1) 支援給付に係る主な留意点

支援給付制度は、制度開始から10年を越え、対象となる支援給付受給者の高齢化が進んでいることから、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように必要な配慮をして、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

なお、本制度における主な留意点は下記のとおりである。

ア 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業による給付金等の収入認定について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、今般、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業により、子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給が各市区町村で行われている。

支援給付受給世帯も当該給付金等の支給対象となる場合があるが、その場合の支援給付制度における収入認定の取扱いについては、令和3年12月27日付の通知でお示ししたとおり、生活保護制度と同様、収入として認定しない取扱いとするので、遺漏なきようお願いしたい。

なお、支援給付における収入認定は、原則、毎年6月に前年1年分の収入を基に算定するため、例えば令和4年3月に給付金が支給された場合、この取扱いは令和5年6月の収入認定の際に適用されることにご留意いただきたい。

イ 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護（要支援）の状態と考えられる者については、要介護（要支援）認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

ウ 老齢基礎年金の支給額について

- 老齡基礎年金額の支給額については、「令和3年平均の全国消費者物価指数」を踏まえ、法律の規定により令和3年度から0.4%マイナスで改定となる。

国民年金（老齡基礎年金（満額）：1人分）

（令和3年度（月額））	→	（令和4年度（月額））
65,075円		64,816円（▲259円）

エ 後発医薬品の原則使用について

- 支援給付においても平成30年10月から、後発医薬品の原則使用となっているため、支援給付受給者に対して、引き続き、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。

（2）配偶者支援金に係る主な留意点

ア 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者（中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者）に対して支援給付に加えて、配偶者支援金（満額の老齡基礎年金の3分の2相当額）を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

なお、配偶者支援金は、老齡基礎年金の改定があった月（4月）から支給額が変更となるが、例年数件の自治体にて旧単価のまま適用しているケースが散見される。本制度の運用に当たっては、十分ご留意いただきたい。

イ 配偶者支援金の支給額について

令和4年度の老齡基礎年金の支給額が引き下げになることに伴い、令和4年度の配偶者支援金の支給額については、（43,211円）となる。

（令和3年度（月額））	→	（令和4年度（月額））
43,383円		43,211円（▲172円）

3. 支援給付等施行事務監査

(1) 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

ア 令和4年度における監査について

- 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている（実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる）。令和4年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取扱い

- 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- 親族訪問や墓参等を目的とした2か月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など
- なお、令和4年度における実地監査の実施に当たっては、「支援給付施行事務監査の実施について」（実施要綱）の規定を基本としながら、管内実施機関及びその管内における新型コロナウイルス感染症の状況、本庁における当該感染症対策に係る業務等を総合的に勘案し、監査の実施時期や規模（監査日数、本庁の監査体制等）をご検討いただくようお願いしたい。

イ 監査実施上留意すべき点について

- (ア) 厚生労働省が令和3年度に実施した監査での主な問題点を下記のとおりお

示しする。

- ① 海外から帰国できない事情を新型コロナウイルスによる理由として2か月超えを認めたものについて、状況の変化による帰国可否の検討などがないまま支援給付が長期間継続支給されていた事例
- ② 海外渡航の取扱いについて、被支援者に周知されていない事例
- ③ 入院患者の基準生活費や障害者加算が誤っているなど、最低生活費の認定が誤っている事例
- ④ 継続した通院治療について、6か月ごとに医療要否意見書等により継続の要否の検討がされていない事例
- ⑤ 認知症等の通院治療について、障害者総合支援法第58条（精神通院医療）の適用申請を検討していない事例
- ⑥ 世帯全員の収入申告書が定期的（毎年6月）に徴取されておらず、また、収入認定が適切に行われていない事例
- ⑦ 住宅支援給付の認定について、賃貸借契約等の挙証資料を徴取・確認していない事例

(イ) 令和4年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

- ① 支援給付制度は中国残留邦人等が永住帰国し、本邦で老後の生活を安定して送れるよう支援を行うものであり、事例のように、長期間にわたり本邦に生活実態がない状態である場合には、一度の判断だけでなく、都度、滞在期間や理由などを踏まえ、その適否を適切に判断していくこと。
- ② 海外渡航の取扱いについて周知徹底するとともに、事前に渡航目的や期間について届出させ、組織的に渡航状況を管理すること。
- ③ 最低生活費の認定に当たっては実態を正確に把握したうえで必要な措置を講ずること。
- ④ 継続した通院医療について、給付の必要性を確認する上で必要なことから、医療要否意見書を徴取するなど、継続した治療の必要性を検討すること。
- ⑤ 障害者総合支援法第58条（精神通院医療）の適用は、補足性の原理から支援給付に優先して行われるものであることから、申請を検討すること。
- ⑥ 収入認定について、世帯全員の収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しない

こと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うこと。

- ⑦ 住宅支援給付の認定に当たっては、賃貸契約等の挙証資料を徴取、確認の上、所要の措置を講じること。

(2) 厚生労働省が実施する監査について

ア 令和4年度における監査計画等

(ア) 実地監査

- 令和4年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

(イ) 書面監査

- 令和4年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかった都道府県・指定都市に対して実施する。

イ 支援給付等施行事務監査資料

- 支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

ウ 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：令和4年4月11日（月）提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した令和3年度監査結果報告：令和4年7月末提出
- 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象は決定次第連絡する

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1. 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）により平成28年度から令和6年度までの9年間で戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められている。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめを踏まえ、海外資料調査等で得られた情報等に基づき、調査を要する埋葬地を可能な限り調査し、その結果を踏まえ、遺骨収集を集中的に行うこととしている。

さらに、政府一体となって取組をより一層推進するため、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」による「戦没者遺骨収集推進戦略」を決定し、現時点で情報のない遺骨等も含め、未収容遺骨について、国の責務として、可能な限りの取組を実施することとしている。

なお、遺骨収集事業の実施にあたっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効果的に遺骨収集を推進している。

令和3年度の遺骨収集については、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き当初の計画通りに実施できていないが、北マリアナ諸島、硫黄島及び沖縄等において事業を実施している。また、米国に職員を派遣し、在外公館が保管していた遺骨の検体を日本に送還した。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

令和4年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

<南方地域等での遺骨収集>

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④マリアナ諸島、⑤ミャンマー、⑥インド、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨インドネシア、⑩パラオ諸島、⑪ギルバート諸島、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

＜旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集＞

①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2. 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

なお、令和3年度の慰霊巡拝については、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外での慰霊巡拝は中止し、硫黄島については規模を縮小して1回実施した。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、令和4年度は①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク諸島、④ミャンマー、⑤トラック諸島、⑥インドネシア、⑦インド、⑧中国、⑨硫黄島で実施を計画している。

◎硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数2回、延べ200人程度の実施体制を組んでおり、令和4年度も継続して実施することとしている。

(2) 旧ソ連地域等での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の抑留中死亡者の遺族を対象者として各地方・州ごとに実施しており、令和4年度は、抑留地域である3地域（①ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、②イルクーツク州・ブリヤート共和国、③カザフスタン共和国）で実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるように各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等を令和4年1月24日付け事務連絡でお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

なお、近年、旅行中に体調を崩し、緊急帰国や滞在延長を余儀なくされるケースが見受けられることから、参加遺族の推薦に際しては、ご遺族の健康状態にもご留意いただけるようお願いしたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症による事業実施の判断について

厚生労働省では、ご遺族の慰霊巡拝の機会をできるだけ確保したいとの考えから、出発のおよそ2ヶ月前（硫黄島では出発のおよそ1ヶ月前）の現地の状況等に基づき、実施の可否を判断しているところ。

書類提出の締切りから出発まで、少なくとも3～4ヶ月程度の準備期間を要することから、書類の提出の締切りの時点では、実施の可否の判断は難しいことをご理解いただきたい。

なお、これまで参加を希望した慰霊巡拝に必要書類を提出済で、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、令和4年度に同じ慰霊巡拝に参加を希望する際には、一部の書類（戸籍謄本等）の提出については省略するなど、ご遺族の負担の軽減を図ることとしたい。

第7 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1. 身元特定のためのDNA鑑定について

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から令和4年1月末までに、関係遺族約15,600人にお知らせを送付し、約5,900人から申請があった。鑑定の結果、1,209柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に伝達している。

これまでに収容した遺骨については、推定される関係遺族に鑑定のお知らせを順次送付しているところである。

また、戦後70年以上を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に係る対象地域拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討し、平成28年度は部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域について遺族への呼びかけとDNA鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度からは、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、その地域の戦没者の遺族と思われる方からのDNA鑑定の申請を各都道府県ご協力のもと公募によりDNA鑑定を実施し、これまでに961件の遺族との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至っていない。

令和2年4月からは南方等戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定について、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月）を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁においても、遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨のDNA鑑定を、公募等による呼びかけにより遺族からの申請を厚生労働省で受け付け、試行的に実施し、その結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、遺族との間で身元が特定され、また、同年12月には硫黄島の戦没者遺骨2柱について、遺族との間で身元が特定された。

これらの結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を沖縄、硫黄島及びキリバス共和国以外の地域にも拡大して令和3年10月より公募により実施している（参考資料第17参照）。令和4年1月末現在で、846件の申請を受け付けている。

なお、本取組を遺族に広く周知を図るための広報活動について、各地方自治体の広報誌への掲載、ポスターの掲示及びリーフレットの設置について協力をお願いしたところであるが、引き続き広報等による周知に関し協力をお願いしたい（参考資料第18参照）。

2. 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨及び当該遺骨とともに収容された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 遺留品の伝達について

1. 事業の概要

戦没者等の遺留品について遺留品保有者から「ご遺族等へ返還したい」との連絡を受けた場合、以下の業務を実施している。

- ・遺留品の画像等を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、ご遺族等の所在調査を行い、ご遺族を特定する。
- ・ご遺族が特定でき、受け取りを希望された場合には、遺留品を遺留品保有者から厚生労働省に送付いただき、ご遺族に返還する。

2. 遺留品の調査（厚生労働省）

遺留品に書かれた元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、厚生労働省が保管する資料との照合や歴史資料保管施設が保管する資料を調査することにより元の所有者の特定を行っている。

遺留品に元の所有者名が書かれていない、取得場所・時期等が不明、遺留品が劣化しているなど、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、ご遺族を特定することが困難な場合が多い。

3. 遺族等調査、遺留品の伝達（都道府県へ依頼）

元の所有者が特定できた場合には、元の所有者の本籍地都道府県に対して、元の所有者又はその遺族の現住所調査及び遺留品の受領意思の確認を依頼するので、調査の上、ご回答いただきたい。

また、遺留品の伝達は、遺族が居住する都道府県より関係遺族へ伝達していただいている。

4. 遺留品調査業務の一部を委託

近年、海外のボランティア団体の協力もあり、遺留品保有者からの返還依頼が増加傾向にある。このため、平成30年度からは、遺族等関係者のネットワークを活用できる団体の協力を得て、遺留品調査・返還業務の一部を委託して実施している（平成30年度～令和3年度は日本遺族会に委託）。

委託団体から当該業務に係る調査依頼があった場合は、可能な範囲でご協力をお願いしたい。

第9 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者等自らが行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者が不在となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1/2（上限50万円））を行っている。

また、建立者等が不明に準ずる状態（建立者等は明らかであるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合）にも対象となるよう令和元年度から範囲を拡大している。

令和4年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別添のとおりであるので、積極的な活用を検討願いたい。

また、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に引き続き努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の送付（今年度より変更なし）
- 6月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 8月下旬メド 厚生労働省から内示の通知
- 10月上旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 11月中旬メド 厚生労働省から交付決定の通知

（最近の実施例）

- 慰霊碑は経年劣化で一部が破損しており、付近は地元の児童等の通学路や遊び場にもなっているため、破損した慰霊碑の一部が児童等にあたるなど、近隣住民へ危害が及ぶ恐れがある。慰霊碑は戦没者の遺族が建立したが、全員亡くなっており、その後は遺族会が管理していたが、会員の死亡や高齢化により管理する者が存在しないため、市が撤去した。
- 慰霊碑は小学校敷地内（校庭内）に建てられており、風化・劣化により石碑、土台との接合部分や土台の各所にひび割れが生じている。児童が周辺を日常的に往来しており、崩壊・倒壊等があれば重大な人的被害が生じる恐れがあるため、市有地へ移設し、移設後は市が適切な管理を行う。

(別添)

国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、民間団体等が国内に建立した戦没者慰霊碑であって、管理状況等が不良な慰霊碑の移設等に係る経費の一部を補助することにより戦没者慰霊や住民の安全確保に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成28年9月27日社援発0927第11号社会・援護局長通知の別紙「国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に次の表の第4欄に定める補助率を乗じて得られた額を交付額とする。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
国内民間建立慰霊碑移設等事業	1基につき1,000,000円	都道府県又は市町村が行う国内民間建立慰霊碑移設等事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費、委託料	1 / 2

(補助金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事は、別紙様式第2に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (2) 市町村長は、別紙様式第3に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
また、都道府県知事は、市町村の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式第2に添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(2)による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、7の(1)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4又は別紙様式第5により速やかに交付決定の内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村長は、別紙様式第7に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市町村の事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対して、別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱

1 目的

国内にある民間団体等が建立した戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）については、建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が自ら維持管理を行うことが基本であるが、建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくない。

このため、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこれら管理状況不良の慰霊碑の移設又は埋設等（以下「移設等」という。）の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 事業内容

建立者等が不明（又はそれに準ずる状態）である、管理状況が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行ったうえで、移設等を行う。

4 留意事項

（1）補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明又はそれに準ずる状態（建立者等は明らかであるが高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合）であって、管理状況が不良（倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑を基本とする。

（2）慰霊碑の移設等

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行う。

- ① 移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ② 埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

5 補助金交付の対象経費

- (1) 移設を行う際の、撤去費用、運搬費用等、移設に要した経費。
- (2) 埋設等を行う際の、撤去費用、埋設費用、処分費用等、埋設等に要した経費。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

第 10 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権防止対策について

1. 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表すため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和 40 年制度創設）。

戦後 70 周年に当たる平成 27 年には、弔慰の意を表す機会を増やすため、5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回支給することとし、新たな基準日を平成 27 年 4 月 1 日及び令和 2 年 4 月 1 日とする法改正を行った。

2. 現状

令和 2 年 4 月 1 日を基準日とする第十一回特別弔慰金については、令和 4 年 1 月末現在、居住地都道府県における受付件数は約 67 万 2 千件、財務省への国債発行請求件数は約 62 万 9 千件となっている。

なお、都道府県の体制や取組状況等により審査の進捗にばらつきが生じていたことから、厚生労働省において、令和 3 年 5 月以降、一部の都道府県へ事務処理方法についてヒアリングを行うなどの実態把握を行い、令和 3 年 7 月に、全都道府県に対し、裁定処理が捗っている都道府県の取組事例等の共有と更なる裁定促進を依頼したところである。また、裁定が遅れている一部の都道府県に対しては、個別に事務処理体制の見直し等を指導している。

3. 依頼・連絡事項

(1) 早期裁定の促進

全都道府県における令和 4 年 1 月末現在の未処理件数は約 4 万件となっている。また、裁定が遅れていた都道府県における処理は、その後、概ね改善傾向にあるものの、一部の都道府県においては、依然として裁定までにかなりの時間を要していることから、各都道府県におかれては、引き続き早期裁定の促進に一層努めていただきたい。

(2) 時効失権防止への取組

第十一回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）となっており、受給権者の時効失権防止を図るため、厚生労働省、都道府県及び市区町村における広報等の実施は大変重要である。

厚生労働省においては、令和4年8月に新聞広告による広報を予定しているほか、ポスター・リーフレットについては、同年4月頃に地方自治体へ、秋頃に郵便局等へ配布する予定である。

各都道府県におかれても、都道府県及び市区町村の広報誌等を活用して、積極的な広報をお願いしたい。

また、令和4年4月頃に各都道府県に前回（第十回特別弔慰金）受給者及び新規対象の可能性のある者のうち未請求である者のリストを送付する予定のため、受給権者と思われる未請求者に対して、市区町村と連携し個別の請求案内をお願いしたい。

第11 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

1. 制度の概要

戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしや）を行うため、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和41年制度創設）。

平成28年に、国として引き続き慰藉を行うため法改正を行い、特別給付金の支給を継続するとともに、受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債（年10万円等）を5年ごとに2回交付することとした。

併せて、これまでの改正と同様に、国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等が平病死している妻に平病死特別給付金を支給（年1万円×5年）することとした。

令和3年度は、令和3年4月1日から特別給付金（第二十九回特別給付金い号）の受付が開始され（請求期間は令和6年4月1日まで）、令和3年10月1日からは平病死特別給付金（第十三回特別給付金た号）の受付が開始された（請求期間は令和6年9月30日まで）。

2. 現状

時効失権を防止する観点から、令和3年6月に第二十九回特別給付金い号の対象者（約600件）に個別案内（対象者氏名等を印字した請求書等）を送付し、制度の周知と請求勧奨を行っており、居住地都道府県における受付件数は約480件、国債発行請求件数は約430件（令和4年1月末現在）となっている。

令和3年12月には第十三回特別給付金た号の対象者（約1,050件）に同様の個別案内を送付した。

3. 依頼・連絡事項

（1）早期裁定の促進

これらの戦傷病者等の妻に対する特別給付金の償還は、本年4月15日から開始されること、また、請求者がご高齢であることから、迅速な裁定に努めていただきたい。

（2）時効失権防止への取組

各都道府県におかれては、時効失権を防止するため、厚生労働省から令和3年6月及び12月に送付した対象者リストを活用し、未請求の者に対して、市区町村と連携し個別の請求案内をお願いしたい。

第 12 旧陸海軍関係恩給進達事務について

1. 旧陸海軍関係の恩給進達事務の現状・課題等について

(1) 現状・課題

ア 旧陸海軍関係の恩給の総務省への進達件数は、令和元年度 30 件、令和 2 年度 28 件となっており減少傾向にあるが、旧陸海軍関係で恩給受給権があるにもかかわらず、未だ請求を行っていない者がいると考えられる。

また、請求者や関係する遺族等が高齢であることに配慮し、引き続き、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理が求められている。

(2) 恩給進達事務の着実、かつ、迅速な実施について

ア 恩給に関する相談を受けた場合は、旧陸軍・旧海軍の別にかかわらず各種の恩給受給資格の確認をするため、都道府県において、相談者に必ず「履歴申立書」の提出を求め、その内容を丁寧に把握し、都道府県が保管する各種資料から迅速に軍歴の調査を行っていただくこととしている。

このうち、旧陸軍関係については、都道府県保管の資料（兵籍、戦時名簿等）を精査し、軍歴の調査を行っていただいている。

また、旧海軍関係については、社会・援護局援護・業務課が旧海軍関係の資料（履歴原表等）を保管していることから、相談者から提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課に提出の上、援護・業務課において「履歴申立書」を基に軍歴、在職年等を調査・確認し、その結果を都道府県に回答することとしている。

2. 依頼・連絡事項

(1) 旧陸海軍関係の恩給進達については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されているところ、都道府県におかれては、引き続き、各種の恩給受給資格を確認の上、恩給未請求者に対する請求指導、迅速な事務処理をお願いします。

(2) 恩給進達事務において、軍歴、在職年・加算計算等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給進達事務担当に照会願いたい。

第13 援護システムの運用等について

1. 援護システムの運用

援護システムでは、各種特別給付金及び特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で、戦没者、請求者等の個人情報を持有しており、その運用にあたっては個人情報保護に関する法令や、援護システム運用管理規程により管理・制限等しているところである。

なお、令和2年4月以降は、各特給・特弔に関する事務では個人番号を利用していないが、令和2年3月以前に取得した個人番号や援護年金等事務において取扱う個人番号については、令和4年1月12日付け社援発 0112 第3号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく検査の結果について（通知）」等を参照のうえ、引き続き適正な管理を徹底していただきたい。

2. 情報セキュリティ

援護システムでは、不要となったアクセス権限をその都度削除しているが、なりすまし防止や主体認証情報の管理を徹底するため、毎年度末にすべての援護システム利用者のアクセス権限を削除している。

令和4年度のアクセス権限については、3月中に援護システム担当者あてに申請方法をご案内するので、令和4年度における援護システム利用者及び利用者の利用状況に応じた権限項目を各都道府県において精査の上、期限までに申請されたい（※）。

なお、各都道府県におかれても、個人情報等の不正取得及び漏えい等の防止のため、援護システム接続の端末において、無許可の電子媒体の接続制限を行っているか改めて確認いただくなど、情報セキュリティの徹底をお願いします。

（※）年度途中の人事異動等により、アクセス権限が不要となった場合も随時削除申請を行うよう徹底していただきたい。

3. 運用支援

毎年各都道府県へご案内しているところであるが、令和4年度援護システム運用支援業務についても国が調達した業者と速やかに随意契約をお願いします。

第14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1. 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

(1) 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務について

日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、請求者が高齢者であることに配慮し、可及的速やかな事務処理をお願いしたい。

(2) 旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明依頼について

都道府県に個人より直接照会があった場合には、「最寄りの年金事務所」宛てに申請手続きをするようご案内をお願いしたい。

(3) 援護関係施行事務研修会について

例年実施している「援護関係施行事務研修会」（6月下旬に開催予定、昨年は未実施：研修資料を共働ポータルサイト「OnePublic」に掲載）において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、履歴証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的なご参加をお願いしたい。

2. 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

援護・業務課調査資料室に履歴事項について調査を依頼する際には「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書及び都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼するようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、援護・業務課調査資料室あて直接照会されるようご案内をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第12旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3. 人事関係資料等の保存

各都道府県の履歴証明等事務に必要な旧軍から引き継いだ人事関係資料等は歴史的価値のある公文書であることから、各自治体におかれては、それぞれの条例等法規に照らし、適切な保管、管理に努めていただきたい。

第 15 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された。抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

旧ソ連・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約 4 万 1 千人（※）の個人を特定したところ。これに加え、平成 27 年 4 月以降、その他の地域（興南、大連、樺太等）についても照合調査を行い、約 1 千人（※）の個人を特定している。

（※令和 4 年 1 月末現在）

厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一日でも早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

また、厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表している。

各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に御協力頂いているが、御遺族の高齢化を踏まえ引き続き速やかな御対応をお願いしたい。

さらに、厚生労働省では個人を特定できたものの、御遺族の所在が不明のため関係御遺族へのお知らせができない方々を遺族所在不明者名簿として厚生労働省 HP に公表しているので、当該名簿の周知についてもご協力をお願いしたい。

なお、平成 23 年 8 月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の資料調査、遺骨収集事業等を進めていくことにしている。

<照合調査による個人の特定状況>

	死亡者数	個人を特定
旧ソ連・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注）	約 4 万 1 千人

（注）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計
この他に旧ソ連・モンゴル地域以外で約 1 千人の個人を特定

参 考 资 料

第1 令和4年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	11,784,289	11,256,121	▲ 528,168	
(項) 厚生労働本省共通費	2,279	2,279	0	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,279	2,279	0	
(項) 遺族及留守家族等援護費	7,068,049	6,050,898	▲ 1,017,151	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	7,068,049	6,050,898	▲ 1,017,151	
援護審査会経費	921	921	0	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	5,172,588	4,417,213	▲ 755,375	援護年金等の支給 5,070百万円 → 4,320百万円
戦傷病者特別援護経費	260,902	225,842	▲ 35,060	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 しよけい館の運営費 219百万円 → 196百万円 (うち、都市再開発にともなう移転経費 42百万円 → 23百万円) 2 医療費の支給 17百万円 → 7百万円
未帰還者留守家族等援護経費	12,328	12,478	150	3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,700円 → 30,700円 ・葬祭費 単価 209,000円 → 212,000円 葬祭料 単価 209,000円 → 212,000円
未帰還者に関する特別措置経費	384	384	0	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	1,083,437	823,328	▲ 260,109	
昭和館等に係る経費	537,489	570,732	33,243	昭和館運営費 459百万円 → 461百万円 昭和館修繕経費 73百万円 → 105百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	3,430,343	3,962,215	531,872	
戦没者遺骨収集事業等に必要な経費	2,760,600	3,276,117	515,517	
戦没者遺骨収集事業等の実施に必要な経費	2,760,600	3,276,117	515,517	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤ミャンマー ⑥インド ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨インドネシア ⑩バオ諸島 ⑪キルバート諸島 ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑮ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰ザバイカル地方) 2 遺骨・遺留品の伝達 3 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者遺骨収集事業等の推進に必要な経費	669,743	686,098	16,355	
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	513,786	529,922	16,136	1 全国戦没者追悼式挙行経費 195百万円 → 197百万円 2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円 3 国内・海外民間建立慰霊碑の移設等 20百万円 → 19百万円
戦没者遺骨処理等諸費	155,957	156,176	219	1 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④ミャンマー ⑤トラック諸島 ⑥インドネシア ⑦北ボルネオ ⑧中国 ⑨硫黄島 ○旧ソ連地域等(⑩ハバロフスク地方 ⑪イルクーツク州・ブリヤート共和国 ⑫カザフスタン) 2 慰霊碑の補修等 3 遺骨・遺留品の伝達

事 項	令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,078,781	1,051,690	▲ 27,091	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,078,781	1,051,690	▲ 27,091	
中国残留邦人等に対する生活支援	507,422	487,525	▲ 19,897	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 76百万円 → 65百万円
定着自立援護	391,470	386,985	▲ 4,485	
帰国受入援護	112,656	111,113	▲ 1,543	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 6人 → 2世帯 6人 ・一時帰国見込世帯人員 54世帯 107人 → 54世帯 107人
身元調査等	28,433	24,619	▲ 3,814	・訪中調査対象孤児数 2人 → 2人 ・訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備	38,800	41,448	2,648	
(項) 恩給進達等実施費	204,837	189,039	▲ 15,798	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	204,837	189,039	▲ 15,798	
資料整備諸費	158,206	146,738	▲ 11,468	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,766	1,766	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,865	40,535	▲ 4,330	

社会・援護局(社会)計上分	8,611,474	8,122,111	▲ 489,363	
(項)生活保護等対策費	8,611,474	8,122,111	▲ 489,363	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,611,474	8,122,111	▲ 489,363	
中国残留邦人生活支援給付金	8,358,208	7,856,086	▲ 502,122	・特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	253,266	266,025	12,759	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	令和3年度 予 算 案	令和4年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	20,395,763	19,378,232	▲ 1,017,531	
社会・援護局(援護)計上分	11,784,289	11,256,121	▲ 528,168	
社会・援護局(社会)計上分	8,611,474	8,122,111	▲ 489,363	

※令和4年度予算案は、デジタル庁計上分を含む。

(参考) 令和4年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,583,740	1,322,636	▲ 261,104	
(項) 遺族及留守家族等援護費	1,047,003	800,448	▲ 246,555	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	1,042,132	795,577	▲ 246,555	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	66,588	65,336	▲ 1,252	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	8,496	8,421	▲ 75	1 留守家族等援護 112千円 2 未帰還者特別措置 78千円 3 戦傷病者特別援護 8,231千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	967,048	721,820	▲ 245,228	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,871	4,871	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	39,143	42,678	3,535	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	2,974	2,974	0	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	2,974	2,974	0	
(目) 戦没者遺骨収集事業等委託費	26,159	30,694	4,535	沖縄県
(目) 遺骨収集等派遣費補助金	10,010	9,010	▲ 1,000	・国内民間建立慰霊碑の移設等 9,010千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	460,247	446,713	▲ 13,534	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	460,247	446,713	▲ 13,534	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	460,035	446,501	▲ 13,534	「支援・相談員」の配置 404,058千円
(項) 恩給進達等実施費	37,347	32,797	▲ 4,550	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	37,347	32,797	▲ 4,550	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,974	5,478	▲ 496	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	31,373	27,319	▲ 4,054	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 25,606千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,713千円

事 項	令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	8,611,474	8,122,111	▲ 489,363	
(項) 生活保護等対策費	8,611,474	8,122,111	▲ 489,363	
(目) 生活扶助費等負担金	3,928,884	3,732,861	▲ 196,023	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	3,675,618	3,466,836	▲ 208,782	・特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	253,266	266,025	12,759	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目) 医療扶助費等負担金	4,472,890	4,176,975	▲ 295,915	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,472,890	4,176,975	▲ 295,915	
(目) 介護扶助費等負担金	209,700	212,275	2,575	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	209,700	212,275	2,575	
(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金		生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,195,214	9,444,747	▲ 750,467	
社会・援護局(援護)計上分	1,583,740	1,322,636	▲ 261,104	
社会・援護局(社会)計上分	8,611,474	8,122,111	▲ 489,363	

第2 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる。

3階 会議室

特別企画展などを開催。

2階 広場

憩いの場。写真展などを開催。

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)。

偶数月の第1日曜日には「次世代の語り部」による定期講話会を実施。

特別企画展等(平成11年度から毎年開催)

令和4年3月12日～5月8日	SF・冒険・レトロフューチャー×リメイク ～挿絵画家 椛島勝一と小松崎茂の世界～
令和4年7月16日～9月4日	昭和の子どもたちとお菓子(仮称)、九段会館がみた昭和(仮称)
令和5年3月11日～5月7日	昭和モードファッション(仮称)

地方巡回特別展(平成13年度から毎年開催)

令和4年11月18日～11月26日	昭和館・しょうけい館・平和祈念展示資料館3館連携企画展(仮称)(神奈川県横浜市)
令和4年11月30日～12月10日	くらしにみる昭和の時代 沖縄展(仮称)(沖縄県那覇市)

語り部活動

活動概要	令和元年12月から語り部活動を開始し、1階シアタールーム、3階会議室等において定期講話会(各偶数月第1日曜日)を実施するとともに、外部への派遣講話を実施。
活動実績	令和4年1月末時点で定期講話会を10回、派遣講話を15回実施。

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	https://www.showakan.go.jp
入館料	小中学生:無料 高校・大学生:150円 大人300円(その他、無料・割引制度あり)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用の制限やイベント等の中止がされることがあります。詳しくは上記ホームページでご確認ください。

第3 しょうけい館について

●設置目的

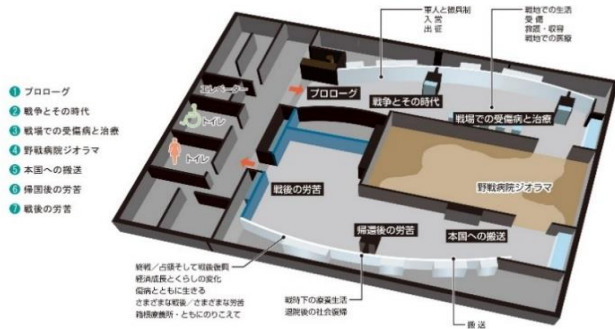
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代にその労苦を伝えるための国立の施設です。(平成18年3月開設)

●事業の概要

1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言をもとに戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦を伝えます。



戦場スケッチ

《企画展・地方展について》

・春と夏に様々なテーマで企画展を開催します。また、神奈川県で地方展を開催する予定です。

企画展(平成19年度から毎年開催)	
令和4年3月15日～5月9日	残された言葉や声をたずねて
地方展(平成27年度から開催)	
令和4年11月18日～11月26日	昭和館・しょうけい館・平和祈念展示資料館3館連携企画展(仮称)(神奈川県横浜市)

《語り部活動事業について》

・令和元年10月より、「戦後世代の語り部活動事業」を実施しています。

語り部活動事業	
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・団体見学者を対象とした語り部講話、外部への派遣講話を実施しています(令和元年10月～令和4年1月末の間で館内講話を30回、派遣講話を8回実施) ・令和2年10月からは、定期講話会(月2回、隔週土曜日)を実施しています ※現在は新型コロナウイルスの影響で中止

《証言映像の上映》

・戦傷病者とその家族が語る様々な体験談の映像を、証言映像シアターで上映しています。

証言映像の上映	
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月テーマを決めて上映、団体には無料貸出を行っています。 ・春、夏の企画展、年3回のミニ展では、テーマに関連した作品を、約200本の証言映像から選択し映像シアターで上映します。

《施設概要》

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開館時間	10:00～17:30(入館は17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	https://www.shokeikan.go.jp/
入館料	無料

※新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用の制限やイベント等の中止がされることがあります。詳しくは上記ホームページでご確認ください。

第4 中国残留邦人等の数

1. 中国残留邦人の状況（令和4年1月31日現在）

（1） 孤児の肉親調査

孤児総数 2,818人
うち身元判明者 1,284人

（2） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6,724人（家族を含めた総数 20,911人）
うち孤児 2,557人（ ” 9,381人）
うち婦人等 4,167人（ ” 11,530人）

（注） 孤児の中には、夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,553世帯、婦人等4,167世帯、計6,720世帯である。

（3） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 6,059人（家族を含めた総数 10,189人）
うち孤児 1,432人（ ” 2,807人）
うち婦人等 4,627人（ ” 7,382人）

2. 樺太等残留邦人の状況（令和4年1月31日現在）

（1） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 110人（家族を含めた総数 277人）
うち樺太 87人（ ” 222人）
うち旧ソ連本土 23人（ ” 55人）

（注） 永住帰国者の中には、残留邦人である家族が5人いるので、帰国世帯総数は105世帯である。

（2） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2,341人（家族を含めた総数 3,448人）
うち樺太 2,055人（ ” 2,949人）
うち旧ソ連本土 286人（ ” 499人）

3. 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金受給者数

（令和4年1月31日現在）

6,266人

4. 支援給付受給者数（令和3年10月現在（福祉行政報告例））

3,705世帯 5,258人

5. 配偶者支援金受給者数（令和3年10月現在（福祉行政報告例））

511人

第5 中国残留邦人等に対する支援策

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

中国帰国者支援・
交流センター
(全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

- <帰国後6か月間の定着促進支援(首都圏センター)>
 - *平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
 - ・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業(宿泊・通所研修)
- <定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)>
 - ・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業(通所研修)
- <永続的な支援(7センター共通)>
 - ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
 - ・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
 - ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
- <介護に係る環境整備(7センター共通)>
 - ・語りかけボランティア訪問
- <次世代継承事業(首都圏センター)>
 - ・中国残留邦人等が経験した様々な労苦を次世代に語り継ぐ語り部事業を実施。

生活支援

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

満額の老齢基礎
年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び
配偶者支援金
の支給

- <支援給付>
 - ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
 - ・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
 - ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
 - ・中国語等のできる支援・相談員の配置
- <配偶者支援金>
 - ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での支援

※自治体が地域の実情
に応じて実施

地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

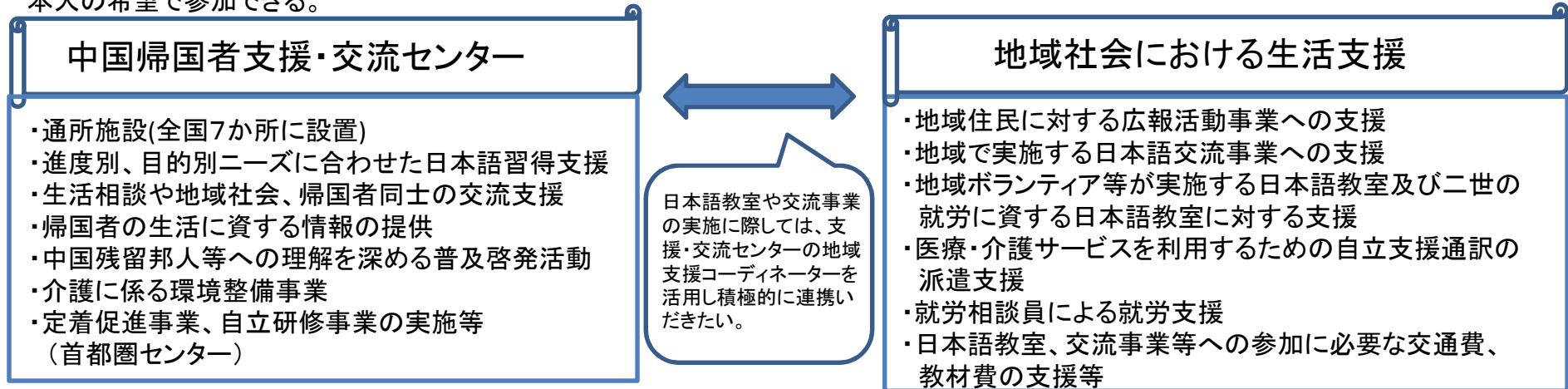
※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
 - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
 - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
 - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
 - ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

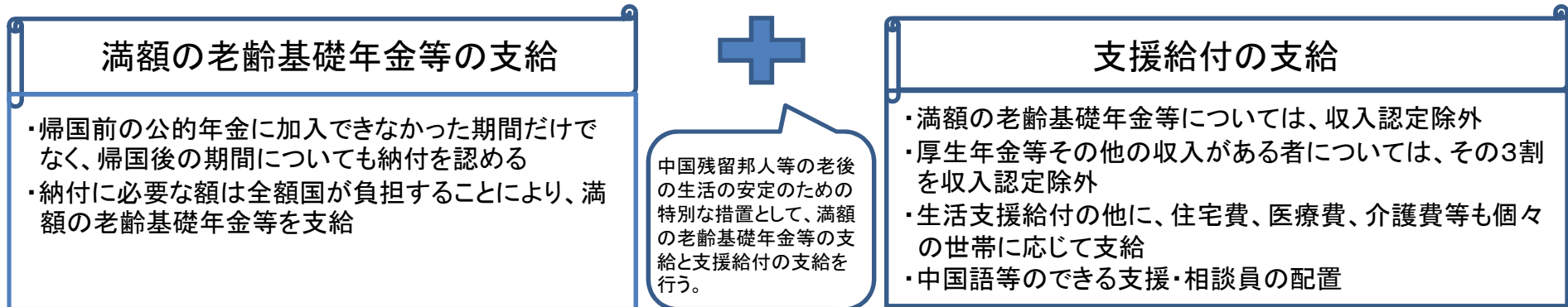
(参考1) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

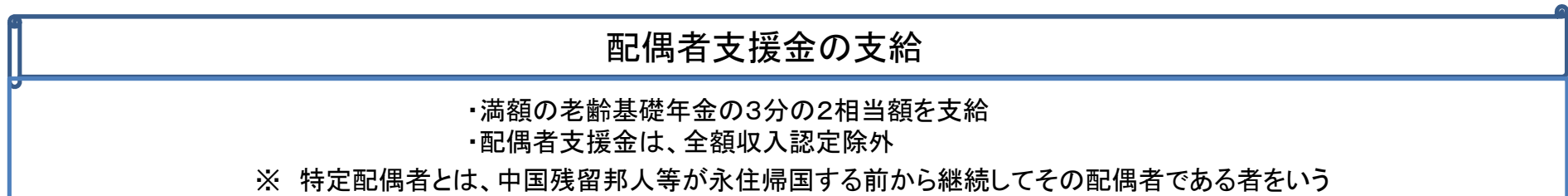
- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センターや地域社会での支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



- 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金等と支援給付が受けられる。



- 支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者※に対して支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。



中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7か所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7か所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

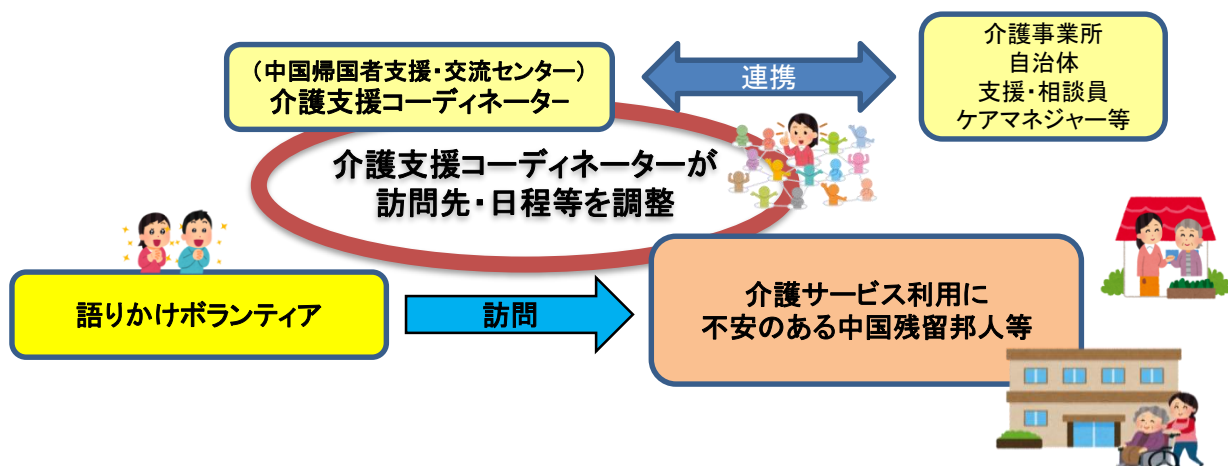
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



(参考3) 地域生活支援事業の実施状況等

1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療機関・介護施設への派遣	92.6%	92.2%	92.3%
関係行政機関への派遣	5.6%	5.8%	5.7%
その他の派遣	1.8%	2.0%	2.0%
派遣回数	22,185	21,096	18,294

2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

派遣内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支援給付受給世帯数	4,104	3,971	3,847
支援・相談員配置人数	361	350	335

※支援給付受給世帯数は「福祉行政報告例」における月平均

3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域住民に対する 広報活動事業	8	8	5
地域で実施する日本語 交流事業の支援	59	53	36
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	54	57	49
自立支援通訳派遣事業	133	128	139
交通費・教材費の支援	168	169	114

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

(参考4)

公営住宅の住替え関係

○「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日国住備第143号 国土交通省住宅局住宅総合整備課長から各都道府県公営住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

○「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日国住備第57号 国土交通省住宅局住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会経済情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

(参考5)

支援・相談員配置基準

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以下	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

※中国残留邦人等の状況等に応じた弾力的運用も可能(要協議)。

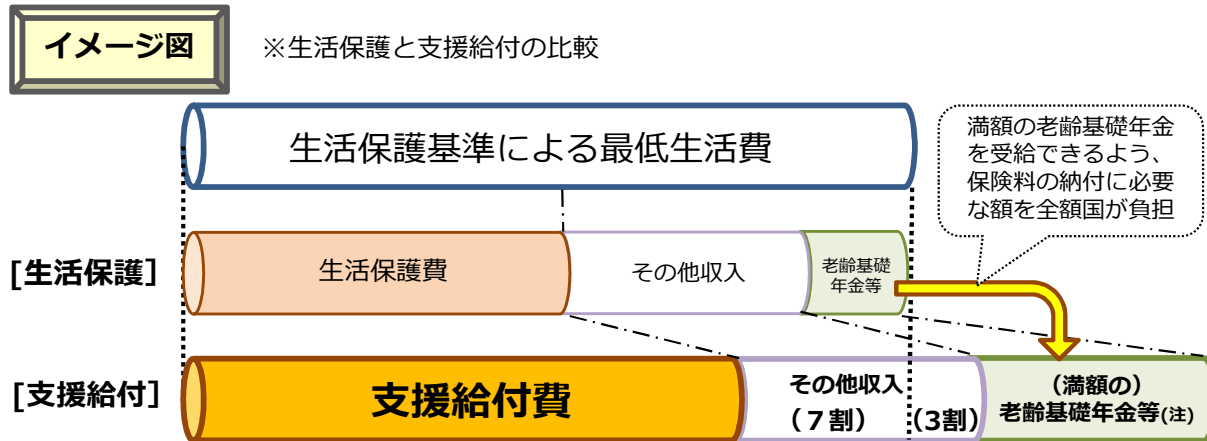
第6 支援給付及び配偶者支援金について

支援給付・配偶者支援金とは

- 永住帰国した特定中国残留邦人等(注1)とその特定配偶者(注2)の老後の生活を安定させるため、老齢基礎年金等の満額受給に加えて、世帯の収入が一定の基準に満たない場合、**支援給付**を支給(平成20年4月～)
 - 注1 特定中国残留邦人等…中国残留邦人等のうち満額の老齢基礎年金等受給のための要件を満たす者
 - 注2 特定配偶者…永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者である者
 - ※ 平成26年10月以前より引き続き支援給付を受給しているなどの場合は、特定配偶者以外の配偶者でも支給対象
- 中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等の死亡後に特定配偶者に対し、支援給付に加えて**配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の2/3相当額)**を支給(平成26年10月～)
- 受給状況(令和3年10月現在) 支援給付: 5,258人 配偶者支援金: 511人 【出典: 福祉行政報告例】

支援給付について

- 支援給付の支給額は、生活保護制度と同様、保護の基準に基づく最低生活費と世帯収入を比較し、不足する額を支給するが、以下は収入認定から除外。
 - ①満額の老齢基礎年金等、②勤労収入・厚生年金等のその他収入の3割分



(注) 収入認定から除外されるのは、特定中国残留邦人等に対する年金のみ。配偶者も年金を受給している場合はその他収入に計上

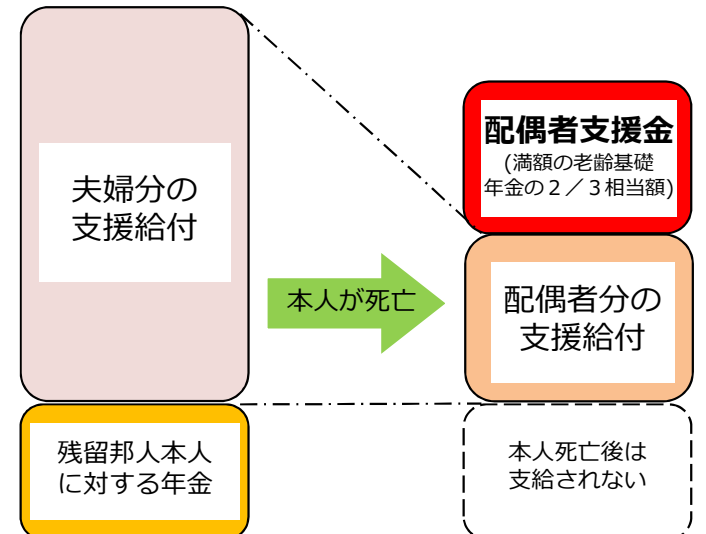
- 生活費(生活支援給付)のほかに、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給。
- その他の運用も原則として生活保護法の例によるが、一部異なる取扱いとしている。(開始時の保有容認預貯金額、自動車保有の取扱いなど)

配偶者支援金について

- 特定中国残留邦人等の死亡後も特定配偶者が安定した生活を営むことができるよう、支援給付に加えて配偶者支援金を支給。

[残留邦人の夫婦世帯]
残留邦人本人が生存中

[配偶者単身世帯]



(参考) 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」の収入認定の取扱い

社援企発1227第1号
令和3年12月27日

各 都道府県 民生主管部(局)長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局援護企画課長
(公印省略)

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」における各種給付金、給付事業の
中国残留邦人等に対する支援給付の実施上の取扱いについて(通知)

今般、別添1「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)により改正された「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」(令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)における「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(以下「支給要領」という。)のとおり、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))」(以下「先行給付金」という。)、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(追加給付))」における給付金(以下「追加給付金」という。)、「先行給付金及び追加給付金を一括して支給する場合の給付金」(以下「一括給付金」という。)、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(追加給付))としてクーポンを支給する事業」(以下「クーポン給付事業」という。)及び「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」(以下「非課税世帯給付金」という。)の支給が市町村(特別区を含む。以下同じ。)において行われることとなっている。

これらの給付金及び給付事業の支援給付制度上の取扱いについては、それぞれの趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱い

(1) 先行給付金、追加給付金、一括給付金、クーポン給付事業について

別添2「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定。以下「経済対策」という。）において先行給付金、追加給付金、一括給付金及びクーポン給付事業は、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から」支給するものとされている。

また、対象者については、支給要領において、いずれも、

- ・ 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者
- ・ 令和3年9月30日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額が令第1条に規定する額未満の者に限る。）若しくは新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
- ・ 基準日において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（配偶者を有している者を除く。以下「高校生」という。）を養育する者（所得額が別に定める額未満の者に限る。）
- ・ 基準日において高校生が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は高校生が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

等とされている。

すなわち、先行給付金、追加給付金、一括給付金及びクーポン給付事業については、いずれも、対象児童のいる被支援世帯も給付の対象とされている。

被支援者に先行給付金、追加給付金、一括給付金及びクーポン給付事業が給付された場合の収入認定の取扱いについては、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」における各種給付金、給付事業の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和3年12月22日社援保発1222第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）において、被保護者に支給された先行給付金、追加給付金、一括給付金及びクーポン給付事業が収入として認定しないこととされたことに伴い、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「施行規則」という。）第18条の2第1項第1号へ等に規定する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保

護の程度の決定において収入の額と認定されないものに該当することとなるため、収入として認定しないこととする。

(2) 非課税世帯給付金について

経済対策において非課税世帯給付金は、「新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、(略)、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要」であることから支給するものとされている。

また、対象者については、支給要領において、基本的に、

- ・ 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）
- ・ 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

とされており、被支援世帯も非課税世帯給付金の給付対象となる場合がある。

被支援者に非課税世帯給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、保護課長通知において、被保護者に支給された非課税世帯給付金が収入として認定しないこととされたことに伴い、施行規則第18条の2第1項第1号へ等に規定する生活保護法による保護の程度の決定において収入の額と認定されないものに該当することとなるため、収入として認定しないこととする。

(3) その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する、各種給付金については、その趣旨・目的に応じ、別添3「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る中国残留邦人等に対する支援給付の実施上の取扱いについて（通知）」（令和2年5月19日付社援企発0519第1号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知。以下、「特別定額給付金通知」という。）の1の(3)のイ又はウに該当するものとして取り扱うこと。

なお、例えば、特別定額給付金通知の1の(3)のウに該当するものであるが、同イにも該当するものについては、実施機関の組織的な判断により、いずれか一方を選択して適用して差し支えない。

2 多額の預貯金の保有等について

被支援者が先行給付金、追加給付金、一括給付金、クーポン給付事業及び非課税世帯給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、特別定額給付金通知の2に準じて取り扱うこと。

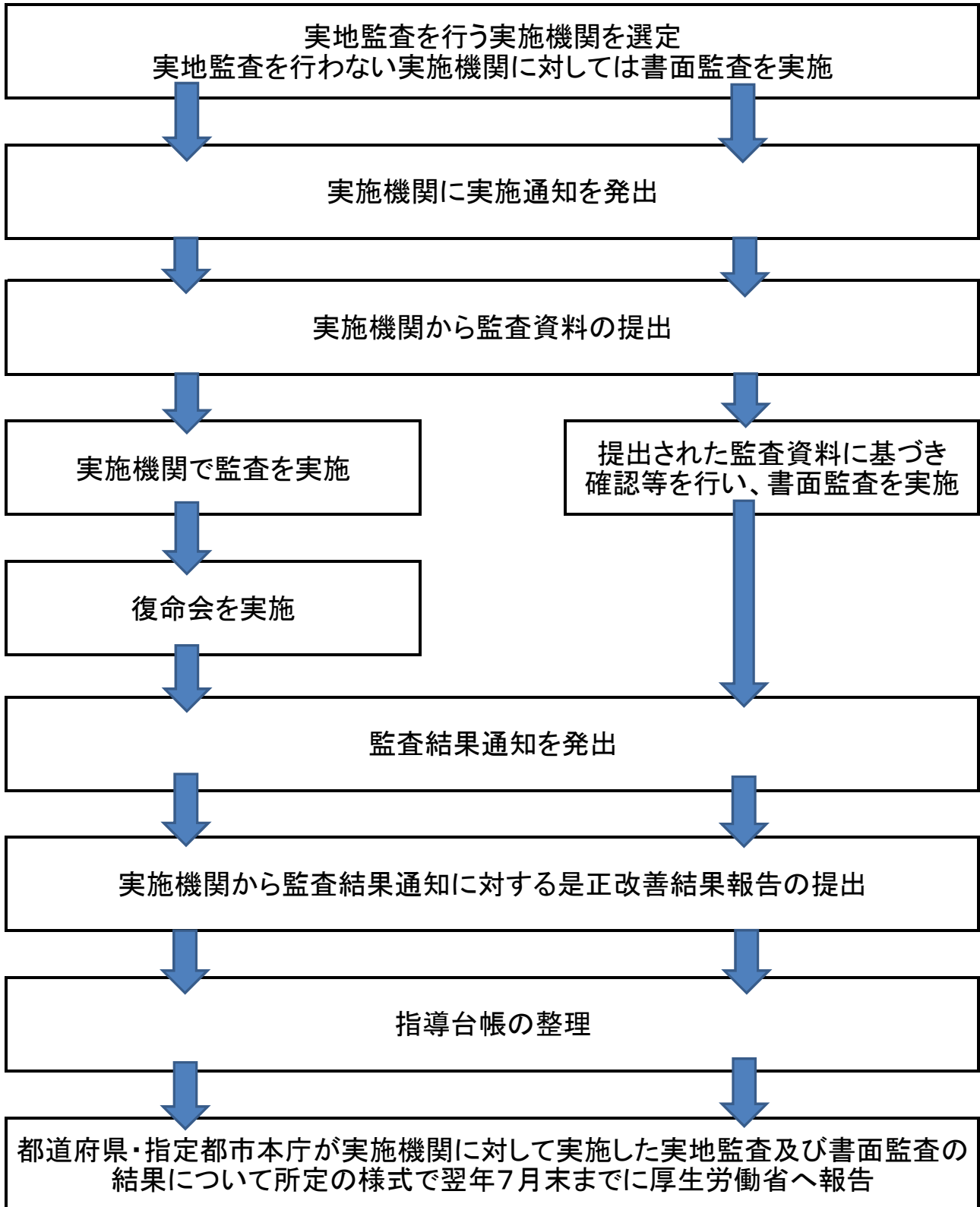
以上

※ 別添1～別添3 省略

第7 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

実地監査

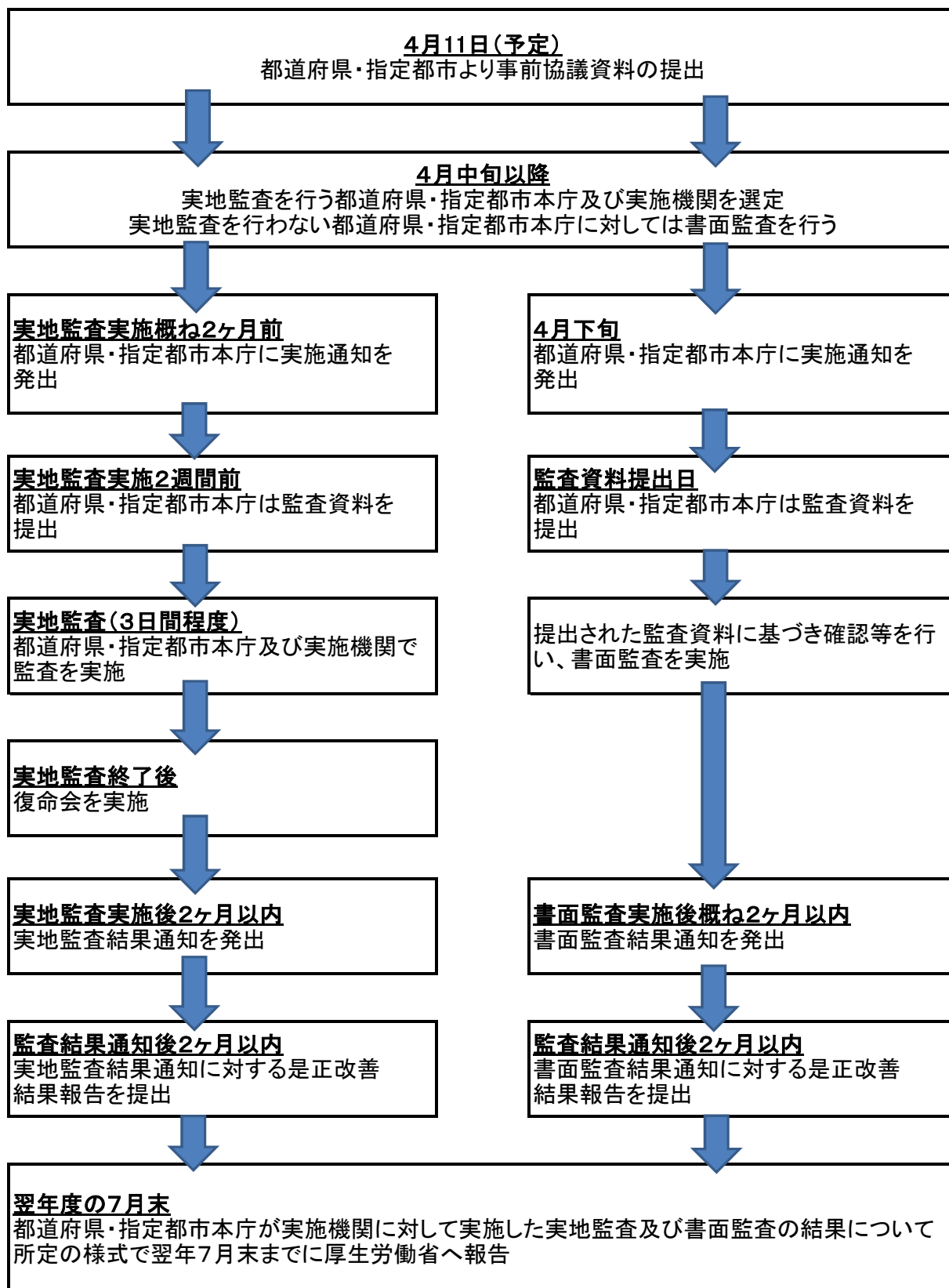
書面監査



第8 厚生労働省が実施する支援給付等施行事務監査の1年の流れ

実地監査

書面監査



第9 中国帰国者支援・交流センター一覧

令和4年1月31日現在

名称 (事業の実施主体)	所在地	所長名 (委託団体の長)	開設年月日
北海道中国帰国者 支援・交流センター TEL : 011-252-3411 FAX : 011-252-3412 (社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 TEL : 011-241-3976 FAX : 011-251-3971)	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階 交通: J R札幌駅から徒歩約8分 地下鉄南北線さっぽろ駅から徒歩約8分 地下鉄南北線・東西線大通駅から徒歩約10分 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉総合センター3階	センター所長 忍 関 昌 裕 北海道社会福祉協議会 会長 長 瀬 清	平19.8.1
東北中国帰国者 支援・交流センター TEL : 022-263-0948 FAX : 022-217-9388 (社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 TEL : 022-225-8476 FAX : 022-715-8507)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館 交通: 地下鉄南北線勾当台公園駅から徒歩約8分 市バス県庁市役所前下車徒歩約5分 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F	センター所長 長 崎 淳 宮城県社会福祉協議会 会長 加 藤 睦 男	平19.8.1
首都圏中国帰国者 支援・交流センター TEL : 03-5807-3171 FAX : 03-5807-3174 (公益財団法人 中国残留孤児援護基金 TEL : 03-6667-0552 FAX : 03-6667-0553)	〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニブレイス新御徒町6階(教室)・7階(事務所) 交通: つくばエクスプレス、都営地下鉄大江戸線「新御徒町駅」A1出口より 徒歩1分 J R山手線「御徒町駅」北口より徒歩7分 東京メトロ日比谷線「仲御徒町駅」3出口より徒歩6分 東京メトロ銀座線「稲荷町駅」より徒歩6分 〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目6番8号 Imas Works Bakurocho 4階	センター所長 齋 藤 恭 一 中国残留孤児援護基金 理事長 炭 谷 茂	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター TEL : 052-954-4070 FAX : 052-954-4071 (社会福祉法人 愛知県厚生事業団 TEL : 052-325-7325 FAX : 052-325-7320)	〒461-0014 愛知県名古屋市東区榑木町1-1-9 日本棋院中部会館6階 交通: 名古屋駅バスターミナル8番 幹名駅1系統 上飯田行きまたは大曽根行き利用東片端下車 徒歩3分 J R名古屋駅・名鉄名古屋駅から地下鉄桜通線利用 高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 J R金山駅・名鉄金山駅から地下鉄名城線利用久屋大通駅 乗換え地下鉄桜通線高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 〒461-0032 愛知県名古屋市東区出来町2-8-21	センター所長 長 坂 嘉 彦 愛知県厚生事業団 理事長 青 柳 治 郎	平18.9.1
近畿中国帰国者 支援・交流センター TEL : 06-6361-6114 FAX : 06-6361-2997 (公益財団法人 大阪YWCA TEL : 06-6361-0838 FAX : 06-6361-2997)	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-1-2 交通: 阪急梅田駅から東へ徒歩10分 阪神梅田駅から東へ徒歩10分 J R大阪駅から東へ徒歩10分 地下鉄堺筋線扇町駅A2番出口から西へ徒歩5分 地下鉄谷町線中崎町駅1番出口から南へ徒歩5分 J R環状線天満駅から西へ徒歩7分 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-1-2	センター所長 山 下 つ ね よ 大阪YWCA 代表理事 谷 川 い づ み	平13.11.1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター TEL : 082-250-0210 FAX : 082-254-2464 (社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 TEL : 082-254-3411 FAX : 082-252-2133)	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内 交通: 広島・広電バス「南区役所前(産業会館前)下車 徒歩1分 路面電車「比治山橋」電停下車 徒歩5分 広島・広電バス「大学病院入口」下車 徒歩10分 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2	センター所長 村 井 拓 夫 広島県社会福祉協議会 会長 山 本 一 隆	平18.9.1
九州中国帰国者 支援・交流センター TEL : 092-589-6667 FAX : 092-589-6665 (社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 TEL : 092-584-3377 FAX : 092-584-3369)	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(カオパ・プザ)内 交通: J R鹿児島本線「春日駅」下車 徒歩1分 西鉄大牟田線「春日原駅」下車 徒歩9分 西鉄バス「J R春日駅」下車 徒歩1分 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(カオパ・プザ)内	センター所長 関 明 子 福岡県社会福祉協議会 会長 小 川 弘 毅	平16.6.1

●支援・交流センターHP <http://www.sien-center.or.jp/>

第10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

1. 集団による訪日調査によるもの

令和4年1月31日現在

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：()内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2. 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
平成24年 (平24.11~12)	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注:平成22年度、平成25年度~令和2年度は情報公開者が無かったため、訪日対面調査は行っていない(令和3年度も現時点で情報公開者がいないため、訪日対面調査の実施はない見込)。

第11-1 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)概要

※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・平成28年度から令和6年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等 ※南西諸島等

【基本計画に基づく実施】

- ・政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(令和6年度までの集中実施期間)を策定
- ・政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・政府の財政上の措置等
- ・情報収集及び分析
- ・関係国政府等の理解と協力
- ・鑑定等の体制整備

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】 一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会 長】 尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(13団体※)】※令和4年1月末時点

(一財)日本遺族会

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

(一財)全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

(公社)隊友会

【厚生労働省設置法の改正】

- ・戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・平成28年4月1日

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(抄)

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

- ・ 平成28年度から令和6年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
(※) 外務省: 関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省: 硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

(1) 厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。

(※) 実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。

(2) 情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

- ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<p>大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。</p> <p>関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</p>
硫黄島	<p>関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。</p>

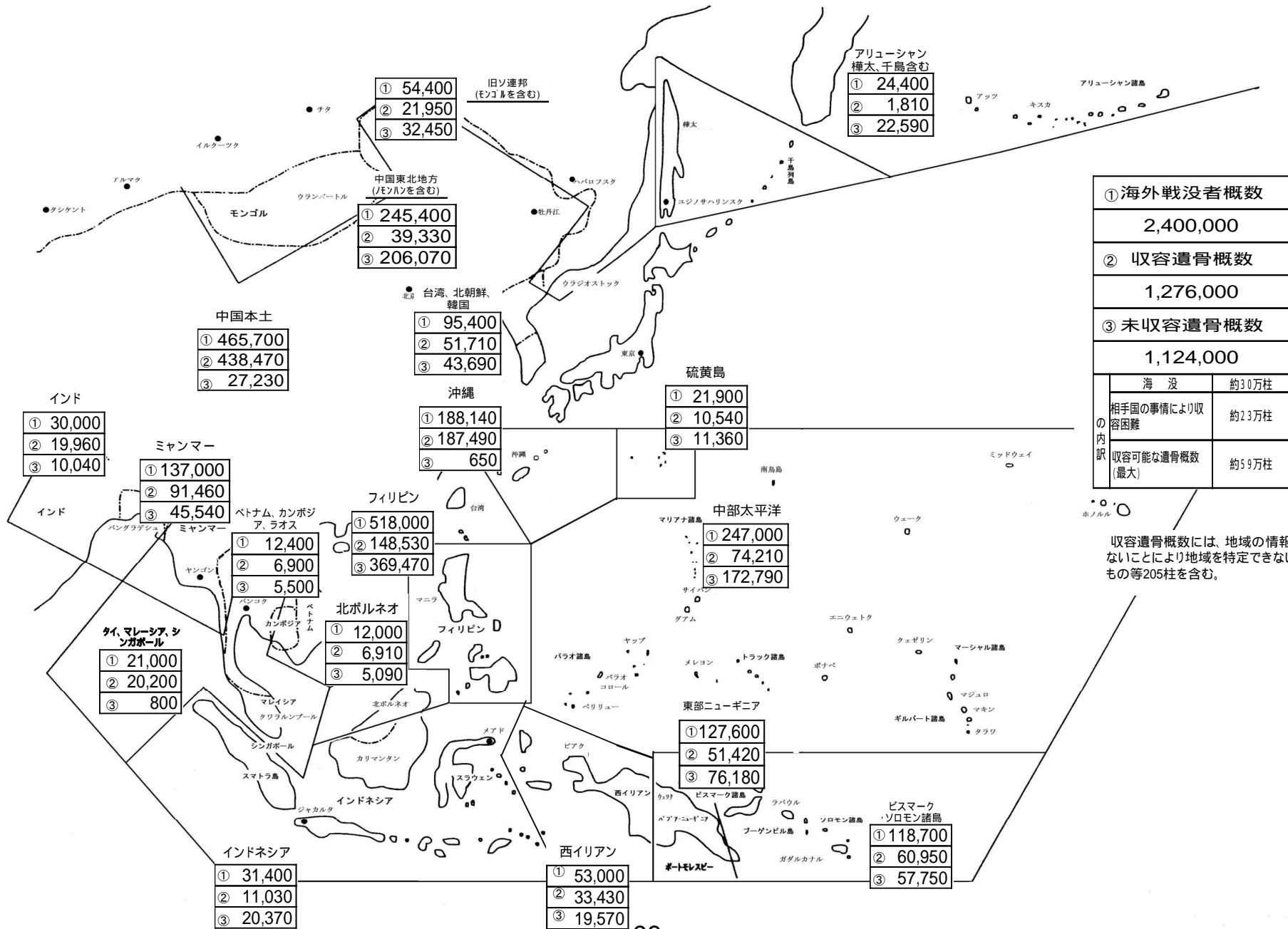
(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	<p>資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</p>
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	<p>抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</p>
樺太・千島(北樺太を除く)	<p>資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</p>

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

第12 地域別戦没者遺骨収容概見図(令和4年1月末現在)



遺骨収集、応急、受領、調査、協議

地域	実施期間	派遣人員(人)			収容 遺骨数(柱)	備考
		政府職員	推進協会	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
小計		0	0	0	0	
【南方地域等】						
鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖(収集)	R3.6.14~R3.6.27	4	2	6	0	
沖縄(調査)	R3.10.25~R3.10.28	2	0	2	0	
沖縄(調査)	R3.12.21~R3.12.23	2	0	2	0	
米国土(現地調査・遺骨収集)	R3.11.29~R3.12.3	2	0	2	0	検体のみ送還(2検体)
マリアナ諸島(現地調査・遺骨収集)	R4.1.6~R4.1.21	2	1	3	0	検体のみ送還(142柱相当)
小計		12	3	15	0	
【硫黄島】						
第1回常駐業務	R3.4.5~R3.4.28	1	0	1	0	
第2回常駐業務	R3.5.25~R3.6.10	1	0	1	0	
第1回調査指導監督(常駐兼務)	R3.6.9~R3.6.22	1	5	6	0	
第2回調査指導監督(常駐兼務)	R3.6.21~R3.7.6	1	4	5	0	
第3回調査指導監督(常駐兼務)	R3.7.5~R3.7.20	1	4	5	0	
第3回常駐業務	R3.7.19~R3.8.5	1	0	1	0	
第4回常駐業務	R3.8.4~R3.8.24	1	0	1	0	
第5回常駐業務	R3.8.23~R3.9.7	1	0	1	0	
第6回常駐業務	R3.9.6~R3.9.21	1	0	1	0	
第7回常駐業務	R3.9.20~R3.10.5	1	0	1	0	
第2回収集指導監督	R3.10.3~R3.10.18	2	21	23	10	検体と併せて送還
第9回調査指導監督(常駐兼務)	R3.10.4~R3.10.19	1	4	5	0	
第10回調査指導監督(常駐兼務)	R3.10.19~R3.11.2	1	4	5	0	
第11回調査指導監督(常駐兼務)	R3.11.1~R3.11.16	1	4	5	0	
第12回調査指導監督(常駐兼務)	R3.11.15~R3.11.30	1	4	5	0	
第3回収集指導監督	R3.11.23~R3.12.8	2	22	24	14	検体と併せて送還
第13回調査指導監督(常駐兼務)	R3.11.29~R3.12.17	3	4	7	0	
第8回常駐業務	R3.12.16~R3.12.22	3	0	3	0	
第14回調査指導監督(常駐兼務)	R4.1.7~R4.1.25	1	4	5	0	
小計		25	80	105	24	
合計		37	83	120	24	

※政府職員は指導監督として派遣

※硫黄島の収容遺骨数については、鑑定中の遺骨があるため暫定値である。

※戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ
 確実に行うことができる者として、一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。

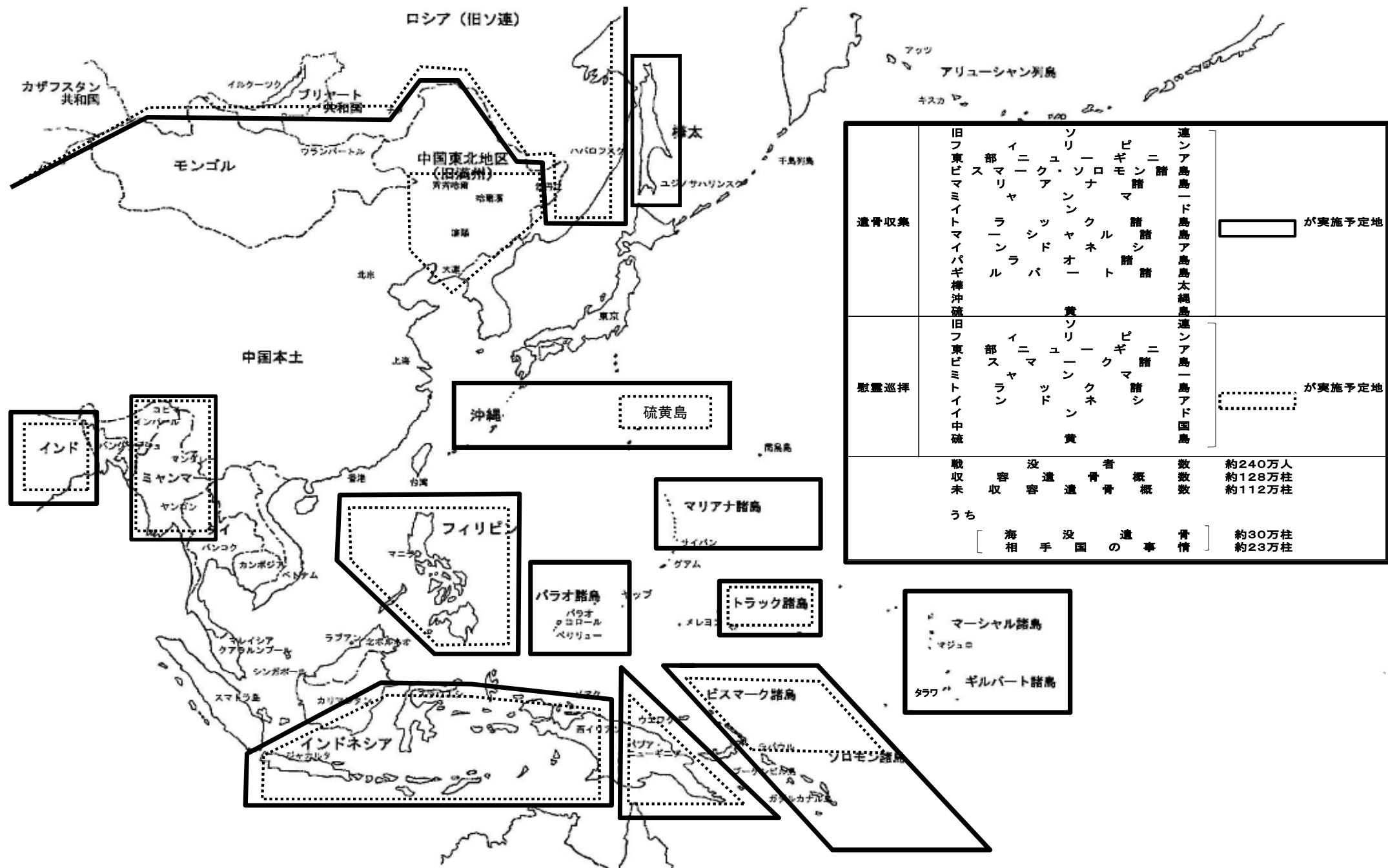
慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連等抑留中死亡者】						
小 計						
【南方地域等】						
小 計						
【硫黄島】 第1次	R3.11.9 ~ 11.10	14	42	56	1	
小 計		14	42	56	1	
合 計		14	42	56	1	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない参加遺族等

第14 令和4年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



第15 都道府県別DNA鑑定結果

令和4年1月末現在

No.	都道府県	鑑定結果数	内訳			備考
			判明者数	否定数	判定不能数	
1	北海道	366	58	293	15	
2	青森県	66	26	40	0	
3	岩手県	77	29	48	0	
4	宮城県	53	20	33	0	
5	秋田県	37	12	25	0	
6	山形県	63	17	45	1	
7	福島県	72	24	47	1	
8	茨城県	75	27	48	0	
9	栃木県	47	16	31	0	
10	群馬県	45	18	26	1	
11	埼玉県	151	58	92	1	
12	千葉県	176	56	119	1	
13	東京都	274	87	184	3	
14	神奈川県	182	50	131	1	
15	新潟県	73	20	51	2	
16	富山県	33	14	19	0	
17	石川県	36	12	24	0	
18	福井県	30	6	21	3	
19	山梨県	37	14	23	0	
20	長野県	83	29	54	0	
21	岐阜県	58	17	41	0	
22	静岡県	91	37	52	2	
23	愛知県	116	45	69	2	
24	三重県	42	15	24	3	
25	滋賀県	26	7	17	2	
26	京都府	61	13	47	1	
27	大阪府	142	53	83	6	
28	兵庫県	99	37	60	2	
29	奈良県	43	17	25	1	
30	和歌山県	37	20	17	0	
31	鳥取県	17	6	10	1	
32	島根県	52	20	32	0	
33	岡山県	60	20	40	0	
34	広島県	159	72	86	1	
35	山口県	59	32	26	1	
36	徳島県	20	6	14	0	
37	香川県	29	6	21	2	
38	愛媛県	64	20	44	0	
39	高知県	54	16	38	0	
40	福岡県	137	54	83	0	
41	佐賀県	38	5	33	0	
42	長崎県	43	13	30	0	
43	熊本県	55	22	33	0	
44	大分県	49	12	37	0	
45	宮崎県	38	20	18	0	
46	鹿児島県	81	26	55	0	
47	沖縄県	249	4	241	4	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		3,896	1,209	2,630	57	

注1:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である(判明数も遺骨の伝達件数ではない)。

第16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

令和4年1月末現在

No.	都道府県名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
1	北海道	1	4			1	6
2	青森	1			1		2
3	岩手		3	1			4
4	宮城						0
5	秋田		1				1
6	山形				2		2
7	福島			1		1	2
8	茨城		2	1			3
9	栃木	1					1
10	群馬			1			1
11	埼玉	5	1	3	2		11
12	千葉		3	1	2	2	8
13	東京		4	1			5
14	神奈川	2	5	2	2	2	13
15	新潟		1	1	2		4
16	富山	2					2
17	石川		1	1			2
18	福井						0
19	山梨		1			1	2
20	長野		1		1		2
21	岐阜	1					1
22	静岡		4	1			5
23	愛知	1	2			3	6
24	三重			1			1
25	滋賀						0
26	京都					1	1
27	大阪		1	1	2		4
28	兵庫		2	1	1		4
29	奈良		1				1
30	和歌山			1			1
31	鳥取						0
32	島根				1	1	2
33	岡山		1				1
34	広島		3		1		4
35	山口		1	1			2
36	徳島						0
37	香川			1			1
38	愛媛						0
39	高知	1	1				2
40	福岡	2	1	2	2		7
41	佐賀						0
42	長崎		1		1	1	3
43	熊本		2				2
44	大分		2		1	1	4
45	宮崎	2	1				3
46	鹿児島					1	1
47	沖縄	1					1
99	日本国外						0
計		20	50	22	21	15	128

注1: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注2: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第17 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定にかかる対象地域拡大と申請手続について(報道発表資料)



Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月27日(金)
【照会先】
社会・援護局事業課鑑定調整室
事業専門官 徳永 みどり (内線 3482)
調査係長 中村 昭彦 (内線 4511)
(代表番号)03-5253-1111
(直通番号)03-3595-2228

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定にかかる対象地域拡大と申請手続について

厚生労働省では、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、対象地域を拡大して公募により実施することとし、令和3年10月1日から、ご遺族と思われる方からの申請受付を開始することとしましたので、申請書様式や申請書の提出方法等の詳細についてお知らせします。

(以前より実施している、沖縄、硫黄島及びタラワ環礁の身元特定のためのDNA鑑定も引き続き申請を受け付けています。)

具体的には、別添の戦没者遺骨を収容できた地域(検体が採取できたご遺骨がある地域)を対象に申請を受け付け、申請された死亡場所等の情報に基づき、厚生労働省保管資料等との照合調査を行い、DNA鑑定を実施します。

[申請書の提出方法]

DNA鑑定を希望するご遺族は、「DNA鑑定申請書」に必要事項を記入の上、下記の宛先まで提出いただきます。

なお、申請書等の様式は下記の連絡先に請求いただくか、又は厚生労働省のホームページ(本日掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645_00006.html)からもダウンロードいただけます。

[連絡先及び申請書の提出先]

(電話番号) 03-3595-2219

(メール宛先) dnakantei@mhlw.go.jp

(FAX宛先) 03-3595-2229

(郵送 宛先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 事業課 鑑定調整室

第18 DNA鑑定対象地域拡大お知らせ用リーフレット

戦没者のご遺族の皆さま

戦没者遺骨をご遺族のもとへ

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の 身元特定のためのDNA鑑定の対象地域を拡大します

(沖縄、硫黄島、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁以外の地域でも実施)

～令和3年10月1日から申請受付開始～

DNA鑑定の目的

厚生労働省はDNA鑑定により戦没者遺骨の身元を特定してご遺族のもとへご遺骨を返還する事業を行っています。
DNA鑑定は戦没者遺骨の検体を採取した下記の地域で実施します。



- ・硫黄島
 - ・インド
 - ・インドネシア
 - ・沖縄
 - ・樺太
 - ・旧ソ連等
 - ・旧ソ連、モンゴル
 - ・タイ
 - ・中部太平洋地域
 - ウエーク島、ギルバート諸島、ツバル、トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島、メレヨン島
 - ・東部ニューギニア
 - ・ノモンハン
 - ・ビスマーク・ソロモン諸島
 - ・フィリピン
 - ・ミャンマー
- (50音順)

※令和3年8月時点の状況。他の地域も戦没者遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。



検体採取キット (ご遺族用)

申請者

上記の地域の戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、または甥(おい)、姪(めい)等ご遺族が複数おられる場合は、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。申請でお悩みの方はまずはご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載のうえ、下記の申請書提出先にメール、FAX、または郵送にて提出してください。

※「DNA鑑定申請書」は厚生労働省の下記連絡先に請求いただくか厚生労働省ホームページからもダウンロードいただけます。

申請書提出先

- ①メール宛先 dnakantei@mhlw.go.jp
- ②FAX宛先 03-3595-2229
- ③郵送宛先 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局事業課 DNA鑑定担当

DNA鑑定の流れ

- ①DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットをお送りします。
- ②検体提供者ご自身が検体を採取（専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの）し、検体と同意書を厚生労働省に郵送いただけます。
- ③提供いただいた検体を、厚生労働省から鑑定機関にお渡しし、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。

DNA鑑定にかかる費用負担

DNA鑑定料は全額国が負担します。

※費用負担について厚生労働省からご遺族にご連絡することはありません。

※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

戦没地が不明などお迷いの方もまずはご相談ください

お問い合わせ・ご相談先電話番号

03-3595-2219

受付時間 (平日のみ)
9:30～18:00

詳細はホームページ
をご確認ください



戦没者遺骨DNA鑑定 検索

第19 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況

平成31年4月調

	慰霊碑の数	慰霊碑の管理状況				慰霊碑の敷地の管理状況				
		概ね良好	やや不良	不良	不明	概ね管理良好	やや管理不良	管理不良	不明	
1	北海道	246	179	38	12	17	196	1	13	36
2	青森県	194	167	4	3	20	155	0	15	24
3	岩手県	329	329	0	0	0	302	16	0	11
4	宮城県	376	340	12	11	13	355	3	10	8
5	秋田県	476	404	7	14	51	388	0	22	66
6	山形県	387	341	11	6	29	345	0	4	38
7	福島県	523	479	13	31	0	463	0	59	1
8	茨城県	364	304	20	9	31	313	8	14	29
9	栃木県	184	178	5	1	0	172	1	0	11
10	群馬県	308	258	9	0	41	224	0	4	80
11	埼玉県	525	459	8	5	53	395	2	3	125
12	千葉県	473	364	16	16	77	354	1	12	106
13	東京都	322	167	5	2	148	173	0	3	146
14	神奈川県	300	267	1	3	29	173	0	0	127
15	新潟県	485	410	17	4	54	372	4	8	101
16	富山県	331	304	15	4	8	313	3	2	13
17	石川県	367	271	6	1	89	332	5	0	30
18	福井県	264	236	24	0	4	253	1	0	10
19	山梨県	216	194	3	5	14	192	0	2	22
20	長野県	264	245	4	0	15	222	1	4	37
21	岐阜県	481	458	14	5	4	356	0	3	122
22	静岡県	844	642	13	10	179	602	28	13	201
23	愛知県	700	629	10	6	55	599	8	9	84
24	三重県	772	591	25	5	151	591	4	4	173
25	滋賀県	446	445	0	0	1	445	0	0	1
26	京都府	331	311	7	1	12	309	6	5	11
27	大阪府	277	230	9	4	34	230	10	3	34
28	兵庫県	485	375	24	2	84	393	5	6	81
29	奈良県	214	208	5	1	0	190	4	0	20
30	和歌山県	195	162	1	1	31	154	2	0	39
31	鳥取県	113	95	11	1	6	100	2	0	11
32	島根県	346	292	2	1	51	274	1	6	65
33	岡山県	451	380	9	14	48	319	1	5	126
34	広島県	410	390	10	8	2	321	0	9	80
35	山口県	225	213	0	6	6	220	0	1	4
36	徳島県	110	93	16	0	1	107	1	0	2
37	香川県	370	336	13	5	16	328	7	4	31
38	愛媛県	312	289	13	0	10	299	1	2	10
39	高知県	188	149	37	0	2	182	1	2	3
40	福岡県	401	324	17	0	60	319	5	3	74
41	佐賀県	314	278	10	3	23	289	0	0	25
42	長崎県	190	189	0	1	0	190	0	0	0
43	熊本県	217	166	34	8	9	195	5	8	9
44	大分県	152	132	10	6	4	138	7	3	4
45	宮崎県	157	152	0	4	1	148	0	1	8
46	鹿児島県	267	249	3	6	9	250	0	8	9
47	沖縄県	333	286	41	3	3	321	0	9	3
		16,235	13,960	552	228	1,495	13,561	144	279	2,251

(注) 本件数については、平成30年10月19日付け社援事発1019第1号「国内民間建立慰霊碑の状況調査について(依頼)」による状況調査(平成30年10月～12月にかけて実施)の結果を集計後、一部未回答分及び一部修正回答に基づき平成31年4月17日現在で再度集計したものである。

第20 令和4年度援護年金額

I 障害年金の額（令和3年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	令和4年4月からの額	現行額	令和4年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	同額予定	1,428,200円	同額予定
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	令和4年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000円(※) 3人目から1人につき 36,000円	同額予定
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	令和4年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（令和3年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	令和4年4月からの額	現行額	令和4年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（令和3年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	令和4年4月からの額	現行額	令和4年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円	
平病死遺族年金・給与金			-	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600円		-	
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円 335,000円		- -	

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	令和4年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第21 都道府県別援護年金受給者数

令和3年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	5	34	21	60
青森	0	14	2	16
岩手	5	23	6	34
宮城	8	16	8	32
秋田	0	9	3	12
山形	1	20	6	27
福島	5	19	8	32
茨城	3	23	10	36
栃木	4	8	5	17
群馬	0	15	6	21
埼玉	7	23	21	51
千葉	4	33	10	47
東京	19	52	35	106
神奈川	6	30	24	60
新潟	5	29	8	42
富山	2	10	3	15
石川	2	23	4	29
福井	1	20	4	25
山梨	3	7	6	16
長野	2	24	9	35
岐阜	4	20	18	42
静岡	10	33	14	57
愛知	16	47	42	105
三重	10	32	16	58
滋賀	2	18	9	29
京都	4	22	19	45
大阪	16	46	33	95
兵庫	12	41	15	68
奈良	1	10	9	20
和歌山	7	11	9	27
鳥取	2	9	3	14
島根	2	20	9	31
岡山	10	37	26	73
広島	86	49	60	195
山口	10	35	34	79
徳島	0	18	4	22
香川	1	21	6	28
愛媛	6	23	10	39
高知	6	29	8	43
福岡	8	51	35	94
佐賀	2	20	8	30
長崎	18	23	63	104
熊本	9	27	22	58
大分	6	25	11	42
宮崎	2	25	17	44
鹿児島	19	66	23	108
沖縄	230	70	202	502
外国居住	9	5	2	16
合計	590	1,265	926	2,781

第22 第十一回特別弔慰金請求受付・処理状況

令和4年1月末現在

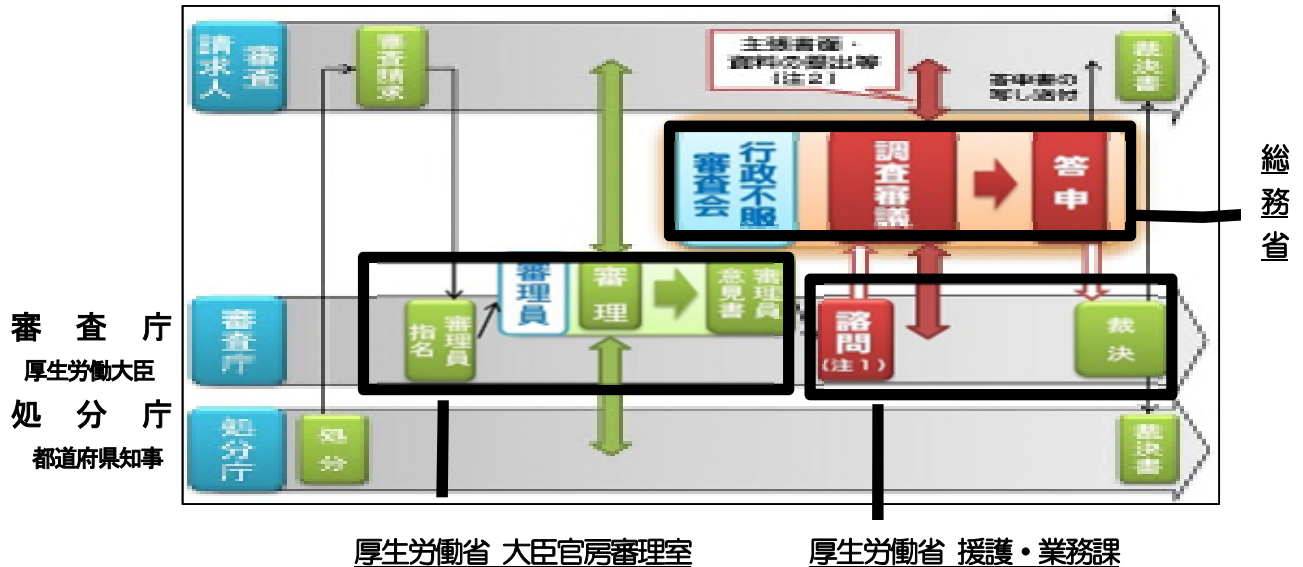
都道府県	居住地県として 受け付けた件数 (A) ※1	裁定県へ 進達した件数 (B) ※2	居住地県より 進達された件数 (C) ※1	裁定県として 処理する件数 (A-B+C)	未処理件数	未処理率
01北海道	17,352	2,938	2,172	16,586	396	2.4%
02青森県	7,531	555	1,377	8,353	290	3.5%
03岩手県	10,396	555	2,069	11,910	113	0.9%
04宮城県	12,017	1,531	2,485	12,971	206	1.6%
05秋田県	10,245	405	2,620	12,460	115	0.9%
06山形県	10,424	470	3,074	13,028	501	3.8%
07福島県	10,805	868	3,922	13,859	1,319	9.5%
08茨城県	15,316	3,071	3,291	15,536	2,525	16.3%
09栃木県	8,452	1,473	2,563	9,542	297	3.1%
10群馬県	10,316	1,541	2,430	11,205	165	1.5%
11埼玉県	20,702	10,795	2,078	11,985	544	4.5%
12千葉県	20,353	9,828	2,472	12,997	438	3.4%
13東京都	30,435	20,214	9,333	19,554	1,109	5.7%
14神奈川県	19,883	12,602	2,339	9,620	1,721	17.9%
15新潟県	17,528	789	5,189	21,928	515	2.3%
16富山県	6,240	490	1,428	7,178	78	1.1%
17石川県	6,940	749	1,658	7,849	141	1.8%
18福井県	7,902	457	1,988	9,433	69	0.7%
19山梨県	4,456	490	1,865	5,831	1,002	17.2%
20長野県	12,334	1,124	3,384	14,594	155	1.1%
21岐阜県	13,306	2,005	3,093	14,394	133	0.9%
22静岡県	21,325	2,586	2,762	21,501	1,646	7.7%
23愛知県	29,192	8,328	3,052	23,916	2,132	8.9%
24三重県	16,275	1,813	3,400	17,862	6,120	34.3%
25滋賀県	8,704	1,745	2,191	9,150	163	1.8%
26京都府	13,397	3,777	3,176	12,796	203	1.6%
27大阪府	29,818	17,716	6,164	18,266	1,075	5.9%
28兵庫県	29,290	10,053	4,734	23,971	394	1.6%
29奈良県	9,766	3,255	1,871	8,382	70	0.8%
30和歌山県	9,861	1,117	2,779	11,523	240	2.1%
31鳥取県	4,897	451	1,447	5,893	100	1.7%
32島根県	8,533	399	2,735	10,869	614	5.6%
33岡山県	12,706	1,810	3,488	14,384	260	1.8%
34広島県	19,424	3,031	4,586	20,979	218	1.0%
35山口県	10,690	1,653	2,983	12,020	297	2.5%
36徳島県	8,605	460	2,873	11,018	129	1.2%
37香川県	8,160	854	2,598	9,904	104	1.1%
38愛媛県	11,069	1,012	3,442	13,499	205	1.5%
39高知県	7,538	380	1,931	9,089	130	1.4%
40福岡県	26,029	7,674	4,792	23,147	273	1.2%
41佐賀県	7,424	904	3,365	9,885	113	1.1%
42長崎県	12,369	1,311	4,627	15,685	263	1.7%
43熊本県	14,178	1,326	4,570	17,422	261	1.5%
44大分県	11,381	1,232	3,368	13,517	288	2.1%
45宮崎県	12,101	1,209	2,499	13,391	782	5.8%
46鹿児島県	15,278	870	6,429	20,837	2,063	9.9%
47沖縄県	41,371	230	1,302	42,443	10,463	24.7%
合計	672,314	148,146	147,994	672,162	40,438	

※1受付取消件数を抜いた数字を表示している。

※2進達取消件数を抜いた数字を表示している。

第23 第十一回特別弔慰金の審査請求の流れ

根拠：行政不服審査法（平成26年法律第68号、以下「行審法」という。平成28年4月1日施行）



(注)

- ・行政不服審査会における調査審議は、提出された主張書面等を中心として行います。
審査員による審理の段階で提出された書面等の写しは行政不服審査会に送付されていますが、行政不服審査会の段階で新たに主張・立証したい事項がある場合は、書面で提出します。
- ・審査関係人（審査庁や審査請求人）が主張書面等を提出すると、行政不服審査会はその標題を他の審査関係人に通知し、どのようなものが提出されたのかを明らかにします。
- ・他の審査関係人が提出した主張書面等は原則として閲覧又は写しの交付の対象となりますが、正当な理由があると審査会が認める場合には、閲覧等を拒むことがあります。

<引用先：総務省行政不服審査会HP>

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/

(1) 審査請求書提出先

処分に不服があるときは、直接、審査庁である厚生労働大臣へ提出

*宛先は、厚生労働省社会・援護局援護・業務課不服審査係
都道府県等へ提出された場合には、受付印を押し、速やかに厚生労働省へ送付します。

(2) 審査請求期間

審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月。

郵送にて原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）を交付した場合には、審査請求人宅に送達された日となるため、送達日を確認できる方法で郵送する必要があります。

*行政処分の効力が生ずるのは、相手方が行政処分について了知したときであることに留意。

(3) 提出書類

- ① 審査請求書：正本と副本（正本のコピー）の合計2通
- ② 原処分の通知書：裁定通知書、却下通知書等の写し（ある方が望ましい。）
- ③ 反証資料（審査請求人の主張を補強するものですので、適切な資料があれば提出することが望ましい。）

(4) 審理員の指名

審理の公正性・透明性を高めるため、審査庁に所属する職員のうち処分に参与していない職員を「審理員」に指名し、審理手続を行います。審査庁は、審理員を指名したと

きは審査請求人及び処分庁に対してその旨の通知を行い、処分庁（都道府県）に対して弁明書の作成を、審査請求人に対して反論書等の書面を求め審理を行います。

* 厚生労働省における審理室（審理員）は「大臣官房総務課審理室」となります。

(5) 処分庁（都道府県）における処理

① 弁明書の作成

処分庁は、審理員からの弁明書の提出の求めに応じて処分の経緯や理由を説明するため、「弁明書」を作成し、送付状、弁明書（正本・副本）、証拠書類（1部）を期日までに審理室に提出します。

審理員は、弁明書副本（証拠書類を除く弁明書本体のみ）を審査請求人に送付し、弁明書に対する反論書を求めます。

※ 証拠書類については、原則、原処分時に証拠として使われた全てのもの（具体的には、特別弔慰金の請求書類一式及び原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）、原処分を行う際に用いた資料等の写し）を想定している。例えば、生計関係が争点であれば、都道府県保管の戦没者に関する資料（過去にその戦没者に関して誰が何を受給したかの確認、戦没者の住所確認のため）及び過去の特別弔慰金請求書一式、複数の同順位者からの請求については、それぞれの特別弔慰金請求書一式等。

※ 特別弔慰金の請求書に記載されている個人番号（マイナンバー）や、戦没者台帳等に当該審査請求に無関係な者の個人情報に記載されている場合には、当該情報をマスキングして提出する。

※ 行審法第78条第1項において、審査関係人（審査請求人、審査庁）は行政不服審査会に対し、行政不服審査会に提出された資料の閲覧等を求めることができる。行政不服審査会が第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、閲覧等を拒むこととなるため、処分庁として閲覧等が不適当と考えるものがあれば明記する。

② 審理員から送付された審査請求書の副本の保管

(6) 審理員における審理（「審理員意見書」）

厚生・中立的立場である審理員は、処分庁からの弁明書、審査請求人からの審査請求書・反論書を基に、原則として書面審理を行います。審理員は、審理手続を終結した後、その結果を「審理員意見書」として取りまとめ、審査庁に提出します。

(7) 行政不服審査会における審査

（審査庁による「諮問」、行政不服審査会の審査結論として「答申」）

審査庁は、諮問説明書、事件記録（弁明書・反論書等を含む当該審査請求に係る書類一式）及び審理員意見書を添えて総務省行政不服審査会に諮問します。行政不服審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする観点で、審理員による審理の段階で審理関係人双方から提出された書面を基本的な資料として調査審議し、答申を行います。

(8) 裁決

審査庁は、行政不服審査会の答申を受け以下のいずれかの裁決を行い、審査請求人及び処分庁に対して裁決書の謄本を送付します。

却下：審査請求が期間経過後にされたものである場合、その他不適法である場合

棄却：審査請求は適法にされたが、本案審理の結果、審査請求に理由がない場合

認容（処分の取消し）：審査請求が適法にされ、かつ、これに理由がある場合

(9) 結果の公開

答申及び裁決の内容は「行政不服審査裁決・答申データベース」にて公開しています。

<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

第24 戦傷病者特別援護法対象者数等

援 護 の 内 容		対 象 者 数 等
戦傷病者手帳の交付 (第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	所持者 3,301人 (令和3年3月31日現在)
戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を実施 (謝金 年額26,000円)	戦傷病者相談員 114人 (委託期間:2年) (令和3年10月1日現在)
療養の給付又は療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付等	療養患者数 46人 (令和3年3月31日現在)
療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給 (月額30,700円)	受給者 0人 (令和3年3月31日現在)
葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給 (212,000円)	支給件数 0人 (令和2年度)
更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (令和2年度)
補装具の支給又は修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給又は修理	支給・修理件数 22件 (令和2年度)
国立保養所への収容 (第22条)	重度障害戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (令和3年3月31日現在)
旅客会社の乗車等についての無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社の乗車等について無賃の取扱い (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 645人 (令和2年度)

第25 旧陸海軍関係恩給進達件数

1. 厚生労働省から総務省に進達した件数

令和4年1月末現在

区分	平成30年度 までの累計	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (令和4年1月末 現在)	計
普通恩給	1,126,531	4	3	1	1,126,539
加算改定	816,261	0	0	0	816,261
一時恩給	697,244	18	20	11	697,293
その他	3,157,881	8	5	2	3,157,896
計	5,797,917	30	28	14	5,797,989

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）をいう。

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）をいう。

「その他」とは、傷病恩給、一時金及び公務扶助料等で、上記以外の恩給をいう。

2. 【旧陸軍関係】各都道府県から厚生労働省への進達件数

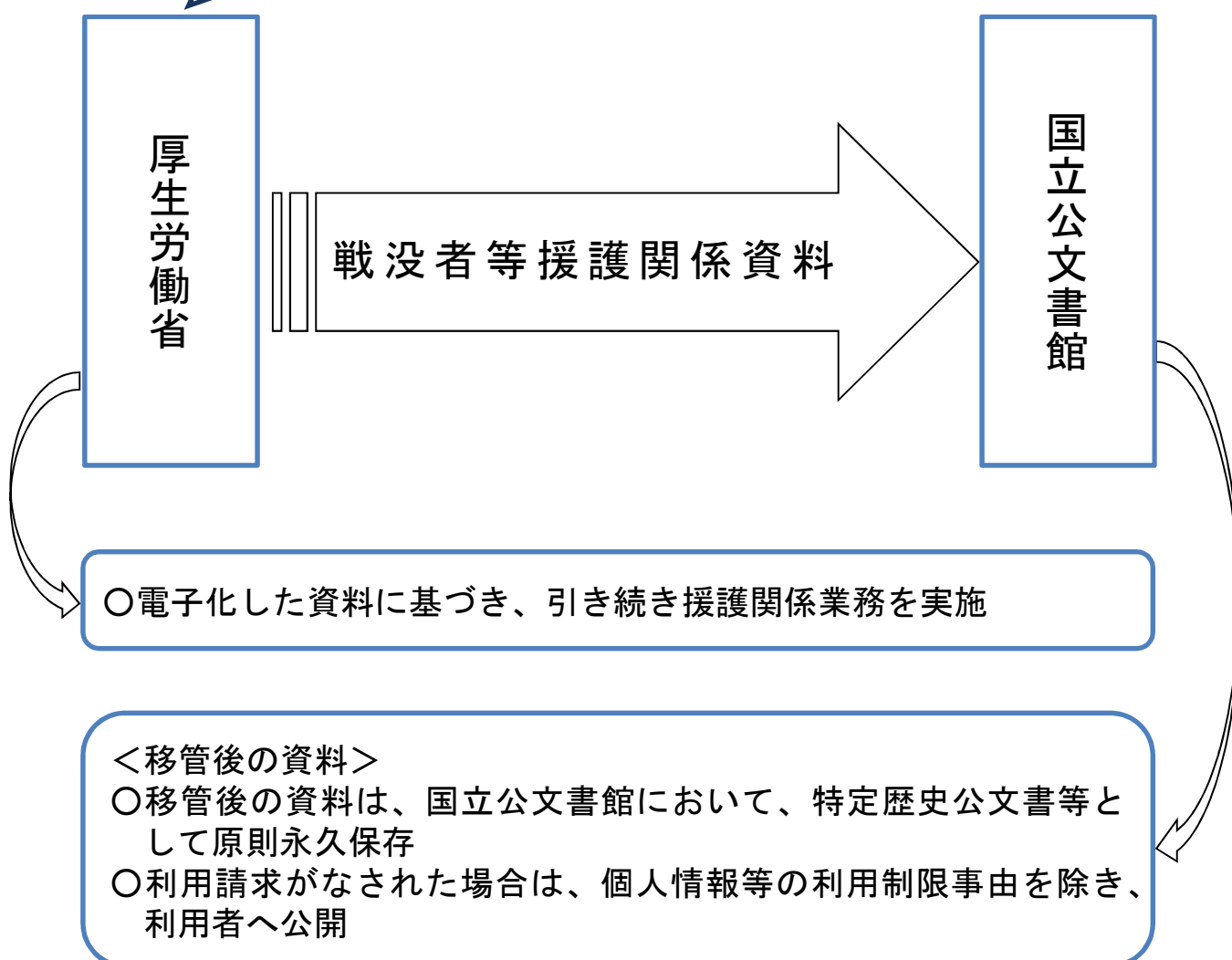
令和4年1月末現在

都道府県	一時恩給			その他		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (令和4年1月末現在)	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (令和4年1月末現在)
北海道	1					
青森						
岩手		1		2		
宮城	3		1			
秋田	1				1	
山形	1	1				
福島						
茨城	1		2	1	1	1
栃木	1		1			
群馬						
埼玉						
千葉	1			1		
東京	3	3	2			
神奈川				1	1	
新潟			1			
富山		1				
石川						
福井						
山梨						
長野	2	1				
岐阜		1				
静岡						
愛知		2			1	1
三重						
滋賀						
京都		1				1
大阪						
兵庫	1	1				
奈良	1		1			
和歌山			1			
鳥取						
島根						
岡山	1	1				
広島		1				
山口	1		1			
徳島						
香川	1		1			
愛媛			2			
高知						
福岡	1	1				
佐賀						
長崎		1				
熊本		1				
大分		3		1	1	
宮崎						
鹿児島		1				
沖縄						
合計	20	21	13	6	5	3
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他とは、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等をいう。					

第26 援護関係資料の国立公文書館への移管について

<趣旨・目的>

- 旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨収集・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。
- これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。
- 平成28年度以降も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進している。



第27 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1. 地域別内訳（令和4年1月末現在） （単位：人）

地域		身分	軍人軍属		一般邦人	合計
			陸軍	海軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)				※2	2
	樺太				※36	36
中国			8		※198	206
北朝鮮					35	35
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)		1			1
	マリアナ諸島				1	1
	韓国				4	4
合計			9		276	285

（注）※印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室が担当

2. 年次（最終消息）別内訳（令和4年1月末現在） （単位：人）

地域		資料年次	昭和30年以前に 最終生存資料の ある者	昭和31年～ 平成26年の間に 最終生存資料の ある者	平成27年以降に 最終生存資料の ある者	合計
旧ソ連			8	30	0	38
中国			159	47	0	206
北朝鮮			1	34	0	35
その他（南方等）			6	0	0	6
合計			174	111	0	285

平成9年頃以降、概ね10年程度を目途に関係都道府県に対し、留守担当者の意向等を把握するための調査依頼を行っている。

第28 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査（令和3年度特定者数）

令和4年1月31日現在

都道府県名	特定者数			
	シベリア地域	モンゴル地域	その他地域	合計
北海道	1	1	1	3
青森	3	0	3	6
岩手	5	0	0	5
宮城	2	0	0	2
秋田	3	0	0	3
山形	6	0	0	6
福島	5	0	1	6
茨城	0	1	0	1
栃木	3	0	0	3
群馬	3	0	0	3
埼玉	0	1	1	2
千葉	0	2	1	3
東京	4	5	7	16
神奈川	1	0	2	3
新潟	2	0	0	2
富山	0	0	1	1
石川	2	0	0	2
福井	0	0	0	0
山梨	5	0	0	5
長野	1	0	0	1
岐阜	0	0	0	0
静岡	1	0	0	1
愛知	0	0	0	0
三重	0	0	0	0
滋賀	1	0	0	1
京都	0	0	0	0
大阪	6	1	1	8
兵庫	1	0	3	4
奈良	3	0	0	3
和歌山	3	0	0	3
鳥取	2	0	1	3
島根	0	0	0	0
岡山	0	0	1	1
広島	2	0	0	2
山口	0	1	0	1
徳島	0	1	0	1
香川	0	1	0	1
愛媛	4	0	0	4
高知	1	2	0	3
福岡	3	1	2	6
佐賀	1	0	1	2
長崎	2	0	1	3
熊本	6	0	1	7
大分	5	1	1	7
宮崎	3	1	0	4
鹿児島	15	0	0	15
沖縄	0	0	0	0
合計	105	19	29	153